

(案)

笛吹市 第4次地域福祉計画

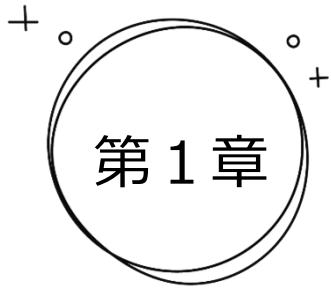
成年後見制度利用促進基本計画

令和3年12月

笛吹市

目次

第1章	地域福祉計画策定にあたって	1
1	地域福祉とは.....	2
2	計画策定の目的.....	3
3	計画策定の背景.....	4
4	計画の位置づけ.....	6
5	計画策定の経緯.....	8
6	計画の期間.....	8
第2章	地域福祉に関する現状と課題	9
1	統計データにみる笛吹市の現状と課題.....	10
2	アンケート結果にみる笛吹市の現状と課題.....	18
3	第3次計画の評価.....	25
4	課題のまとめ.....	28
第3章	計画の基本的な考え方	33
1	計画の基本理念.....	34
2	計画の基本目標.....	35
3	地域福祉における地域（圏域）の考え方.....	36
4	施策の体系.....	37
第4章	地域福祉計画 施策の推進	39
	基本目標1 地域福祉を担う意識づくり.....	42
	基本目標2 地域福祉の仕組みづくり.....	46
	基本目標3 安心して暮らせる地域づくり.....	52
第5章	成年後見制度利用促進基本計画	57
1	成年後見制度利用促進基本計画策定の背景.....	58
2	制度の概要.....	59
3	データからみる現状と課題.....	60
4	専門団体意見聴取結果にみる笛吹市の権利擁護の現状と課題.....	63
5	現状と課題.....	65
	基本目標4 権利擁護の推進.....	66
第6章	計画の推進	71
1	計画の普及・啓発.....	72
2	協働による計画の推進.....	72
3	計画の評価と進行管理.....	73



第1章

地域福祉計画策定にあたって

第1章では、国や県の地域福祉の状況、第4次地域福祉計画の策定の根拠、基本的な考え方などについて説明しています。

1 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

地域で困りごとを抱えた人を支える取り組みは、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

特に、社会福祉法第4条において、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とされており、地域福祉の推進に向けて地域住民が主体的に参加することが重要となってきています。

■自助・共助・公助のイメージ

自助

個人や家族が解決



例えば…
・近所の人への
あいさつ
・健康維持

共助

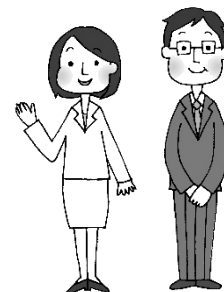
個人や家族で解決できない
問題は市民同士で解決



例えば…
・見守り活動
・地域の交流
・助け合いの活動

公助

市民同士で解決できない
問題は行政が解決



例えば…
・児童福祉サービス
・高齢福祉サービス
・障がい福祉サービス



2 計画策定の目的

笛吹市では、平成 29 年に 5 年間を期間とする「第 3 次地域福祉計画」を策定し、共助共生の福祉のまちづくりを推進してきました。

近年では、社会・経済状況の大きな変化にともなって、これまでは福祉の対象となりづらかったホームレス状態、ひきこもり、虐待、雇用が不安定な労働者といった新たな社会的課題への対応が求められるようになってきました。

これらの地域を取り巻く課題の解決に向けては、行政、市民、団体、民間事業者、社会福祉協議会を含む社会福祉法人などが一体となって取り組むことが重要です。「第 3 次地域福祉計画」が令和 3 年度をもって終了することから、社会情勢や国、県の計画および市の関連計画などを踏まえ、新たな第 4 次地域福祉計画（以降、「本計画」という。）を策定するものです。

また、笛吹市ではこれまで、社会福祉協議会 後見センターふえふきと連携しながら、成年後見制度の周知啓発や利用支援、市民生活支援員・市民後見人の育成、関係機関・関係団体などとの連携などに取り組んできたところです。これらの経緯を踏まえつつ、市として新たに笛吹市成年後見制度利用促進基本計画を本計画と一体的に策定し、制度の更なる利用促進に向けた取り組みを進めていくものです。

3 計画策定の背景

(1) 国の制度動向について

国では、平成12年の社会福祉法改正により地域福祉計画の策定が規定されて以降、災害時要援護者支援、社会的孤立など地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者支援などを地域福祉計画に盛り込むよう示されました。

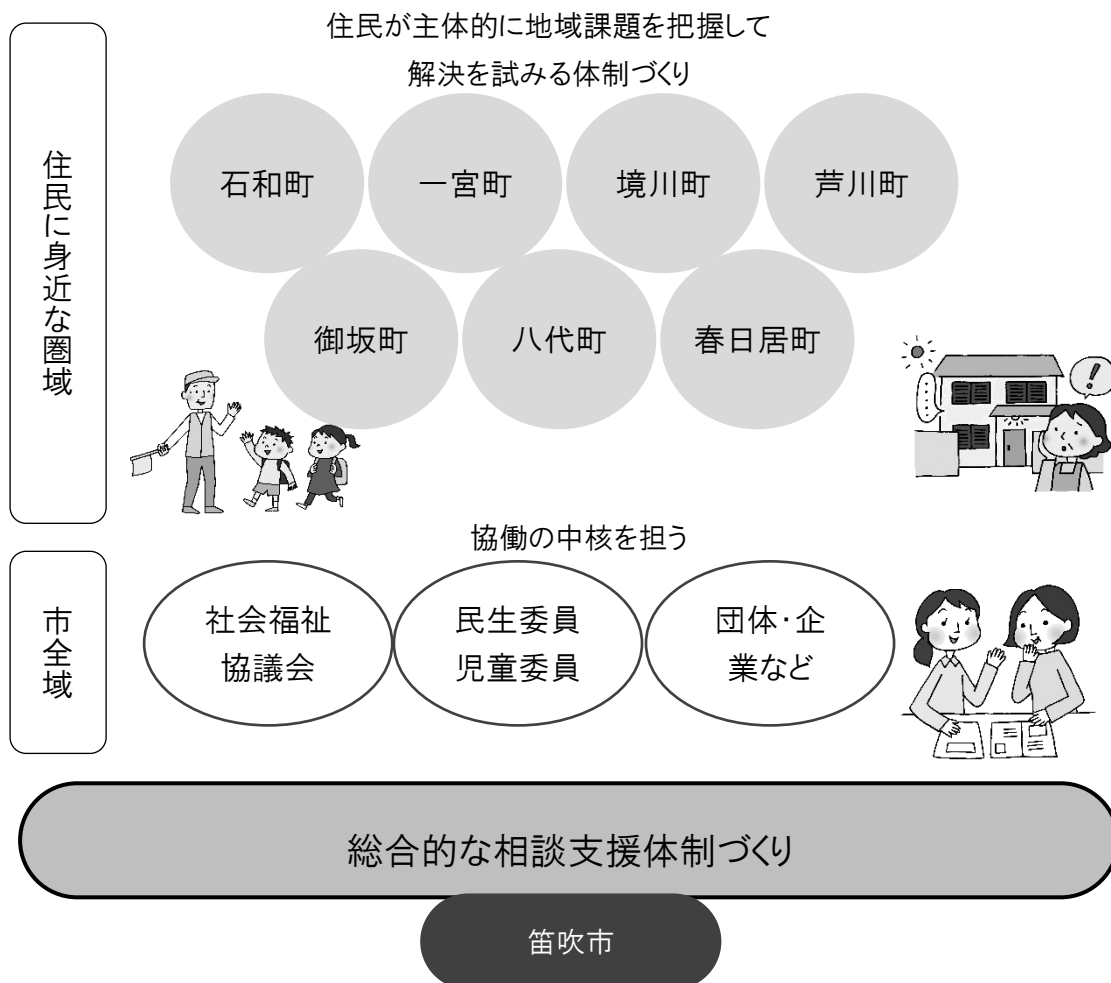
こうした人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、国では、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして地域共生社会の実現をめざしています。この地域共生社会は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。高齢化の中で人口減少が進行し、福祉ニーズも多様化・複雑化するなか、担い手の不足や、つながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支え合う取り組みが生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

平成30年4月には地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、社会福祉法が改正され、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされました(第107条)。また、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」(第107条第1項第1号)や「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」(第106条の3第1項各号)が、計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。そこで、地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策、地域住民等が地域生活課題に関する相談に応じ、必要に応じて支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策、生活困窮者自立相談支援事業を行う者が地域課題の解決に資する支援を行う体制の整備に関する施策などの支援が包括的に提供する体制を整備するよう努めるものとされました。

さらに令和元年には、国の地域共生社会推進検討会の「最終とりまとめ」において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援による新たな事業の創設が提言されました。令和3年4月に社会福祉法が改正され、この提言を踏まえた新事業として、「重層的支援体制整備事業」を創設することが示されました。

また、認知症、知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利や財産を守るための制度として、平成12年に成年後見制度が開始されました。平成28年には成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年には国の成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。これにより、概ね令和3年度までに当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めること、利用促進に向けて必要な体制の整備を講ずることが明示されました。

◇包括的支援体制のイメージ◇



(2) 県の制度動向について

山梨県では、平成17年2月に「山梨県福祉基本計画」（計画期間：平成17年度から平成26年度）を策定した後、平成27年3月に本県を取り巻く様々な状況の変化に的確に対応しながら、地域で支え合い、安心して心豊かに暮らせる社会づくりを目指すため、「山梨県地域福祉支援計画」（計画期間：平成27年度から平成31年度）を策定し、市町村や関係機関と一体となって、地域福祉の推進を図ってきました。

令和元年12月には上記計画を改定し、令和元年度から令和4年度までの4年間を計画期間として「山梨県福祉基本計画」を策定しました。「安心して自分らしく暮らすことができる社会づくり」を基本目標とし、地域福祉を推進しています。

4 計画の位置づけ

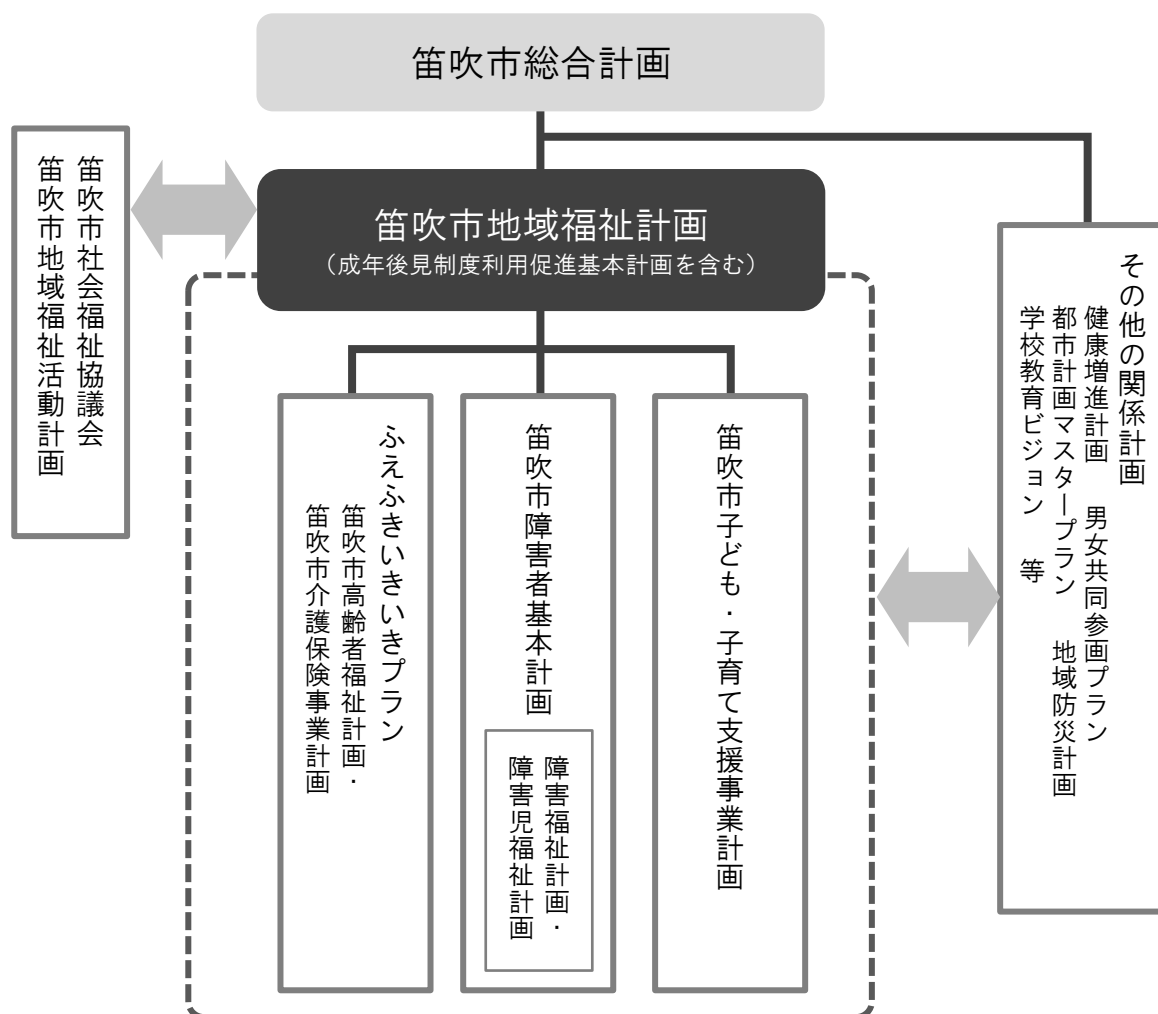
本計画は、「社会福祉法」第 107 条に規定された市町村地域福祉計画として位置づけられ、笛吹市の最上位計画である「第二次笛吹市総合計画」のもとで福祉分野における基本計画としての性格を持つものです。

(1) 関連計画

福祉関係計画である「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの個別計画の上位に位置付けられます。これらの関連計画と整合性を図りながら、計画の推進に努めます。

また、本計画は平成 28 年度に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条に規定された当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と一体的に策定します。

さらに、笛吹市の福祉サービス・事業の中心的な担い手である笛吹市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも連携をとり、ともに地域福祉推進の“両輪”を担うことを念頭に、実効性のある地域福祉推進に取り組んでいくこととなります。



(2) SDGs (持続可能な開発目標) の推進について

第二次笛吹市総合計画に掲げる市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」は、安定した市民生活、良好な財政状況と持続性のある生活基盤を生み出し、誰もが活躍する、活力に満ちたまちと、市民が求める安全、安心で快適な暮らしを実現しようとするものです。この考え方はSDGsの実施指針と共通するものであるため、本市では総合計画を着実に推進することでSDGsの取り組みを進めていきます。

分野別計画である本計画においても、「誰一人取り残されない」社会を実現する視点を持ち、各施策に取り組みます。



SDGsとは持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。

(3) 地域福祉活動計画との連携

地域福祉を進める上での笛吹市全体の理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実現・実行するための中核をなす市民の行動のあり方を定める計画が、地域住民と笛吹市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」となります。

市における地域福祉の理念と行政の取り組みを定める地域福祉計画と、市民や社会福祉協議会の具体的な取り組みを定める地域福祉活動計画は車の両輪のように連携をしながら進めて行くことが重要です。

5 計画策定の経緯

計画の見直しにあたっては、市民の意見を反映するため、市内在住の20歳以上の市民2,500人を対象に、「地域福祉に関するアンケート調査」を実施したほか、市の権利擁護の状況を把握するため、成年後見制度の運用にかかわる専門団体に意見聴取を行いました。

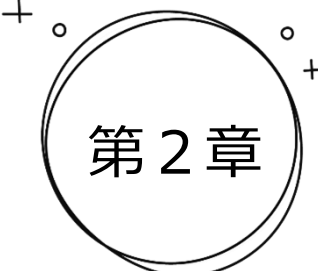
また、地域福祉計画に関連する団体からなる策定審議委員会での検討・協議を重ねました。さらに計画素案をホームページなどで公開し、広く意見を募るパブリックコメントを実施します。

地域福祉推進のために、全庁的な取り組みが必要な中で、庁内関係職員による作業部会を設置し、笛吹市における現状と課題の把握、関係課連携体制などについて話し合いを行いました。

6 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や国や県の動向などにより計画の見直しが必要だと思われる場合には、適宜計画を見直します。

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
笛吹市総合計画		第二次 基本構想								
地域福祉計画	第3次					第4次				
成年後見制度利用促進基本計画						初策定				
笛吹市子ども・子育て支援事業計画	第1期			第2期						
笛吹市障害者基本計画 障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第3次障害者基本計画				第4次障害者基本計画					
	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画				第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画		
ふえふきいきプラン		第7期			第8期			第9期		
笛吹市地域福祉活動計画	第3次					第4次				



第2章 地域福祉に関する現状と課題

第2章では、統計データ、アンケート調査結果、第3次計画の評価から本市の地域福祉の現状と課題をまとめています。

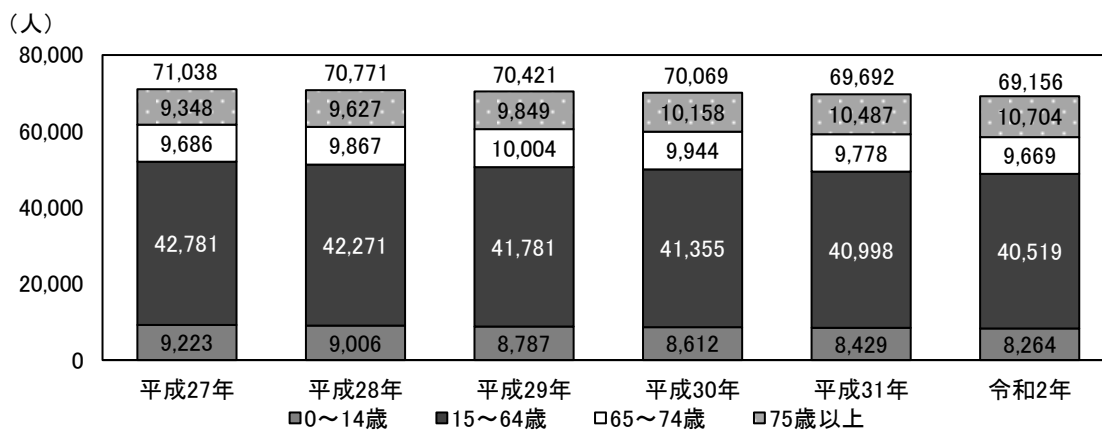
1 統計データにみる笛吹市の現状と課題

(1) 人口の状況

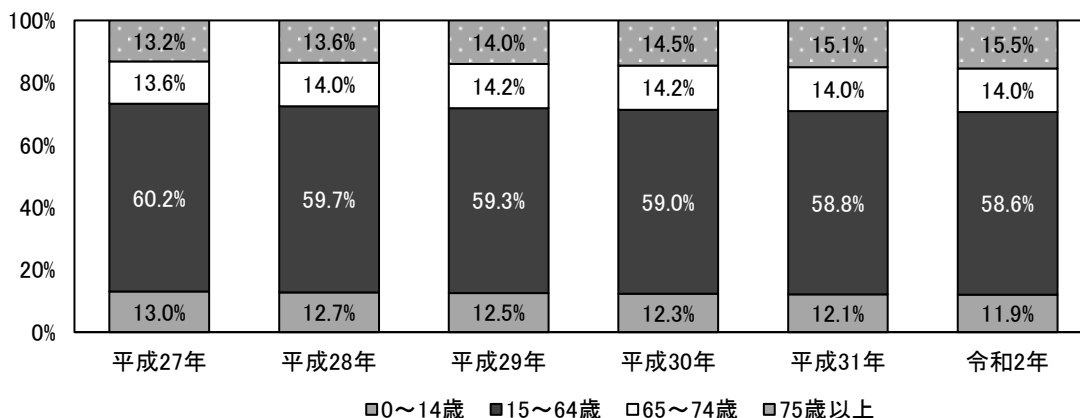
本市の人口全体は減少傾向となっています。0～64歳人口は減少していますが、65歳以上人口については増加傾向となっています。特に75歳以上は増加を続け、平成30年以降1万人を超えています。

各年齢層の割合についても75歳以上が占める割合が上昇しており、令和2年で高齢化率は29.5%となっています。令和2年1月1日時点での全国の高齢化率は27.9%、山梨県の高齢化率は30.1%で、笛吹市の高齢化率は山梨県より低く、全国よりも高くなっています。

■住民基本台帳人口の推移



■住民基本台帳人口（割合）の推移

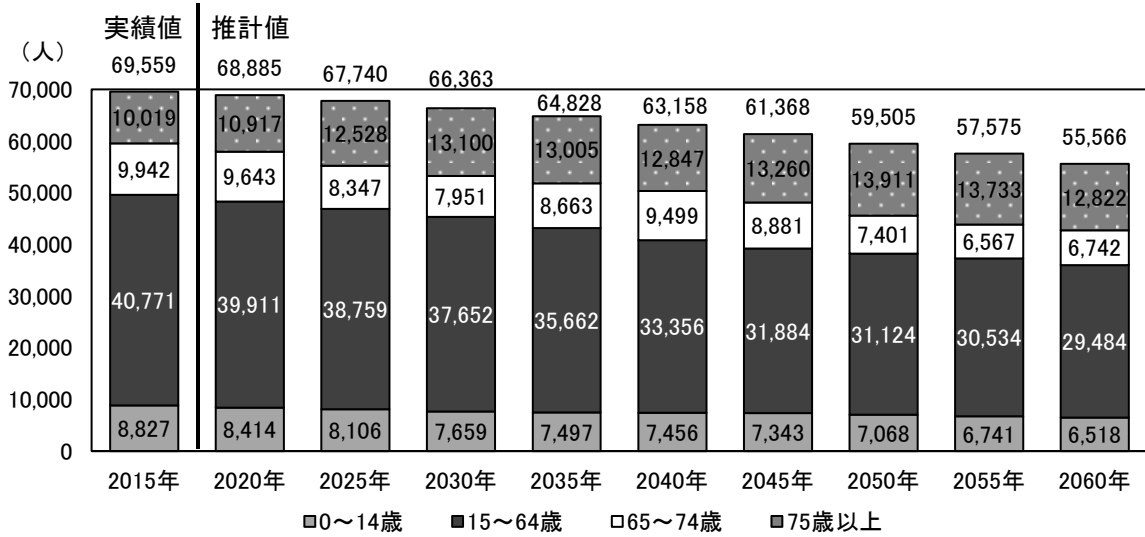


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

笛吹市人口ビジョンの将来人口の推計では引き続き人口減少が進み、2025年には人口の30.8%が65歳以上となる見込みとなっています。

第2次笛吹市総合計画においては2025年の目標人口を約67,700人、将来的に2060年には、約55,000人の人口を維持できるよう、各種施策を進めていくとしています。

■本市の推計人口と目標人口



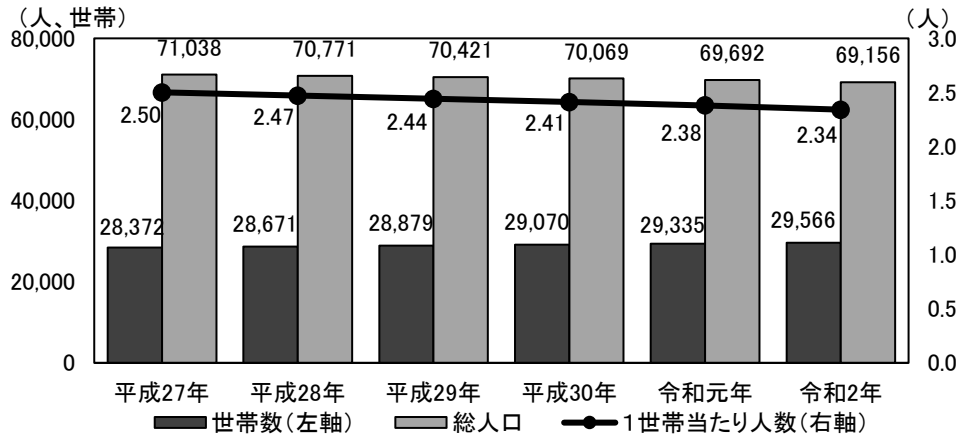
資料：笛吹市人口ビジョン

資料：国立社会保障・人口問題研究所
 (各年10月1日時点の推計人口：2015年は国勢調査による実績値)

(2) 世帯の状況

総人口は減少傾向にあり、世帯数は増加傾向であるため、1世帯当たり人員はやや減少しています。

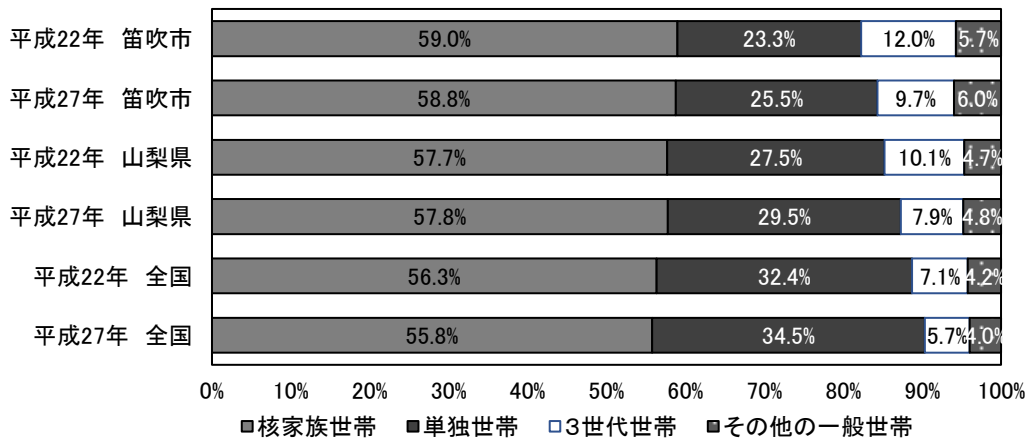
■世帯数・1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳

本市の世帯構成は、平成22年から平成27年までの間に3世代世帯が減少し、単独世帯が増加しています。全国、山梨県と比較して、単独世帯が少なく3世代世帯が多い傾向にあります。

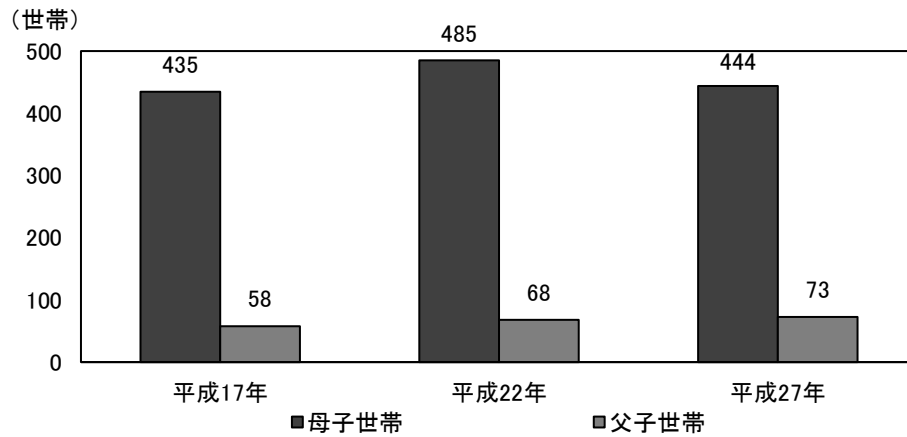
■世帯構成の変化



資料：国勢調査

母子世帯数は平成 22 年で一度増加し、平成 27 年で減少に転じています。父子世帯については増加傾向となっています。

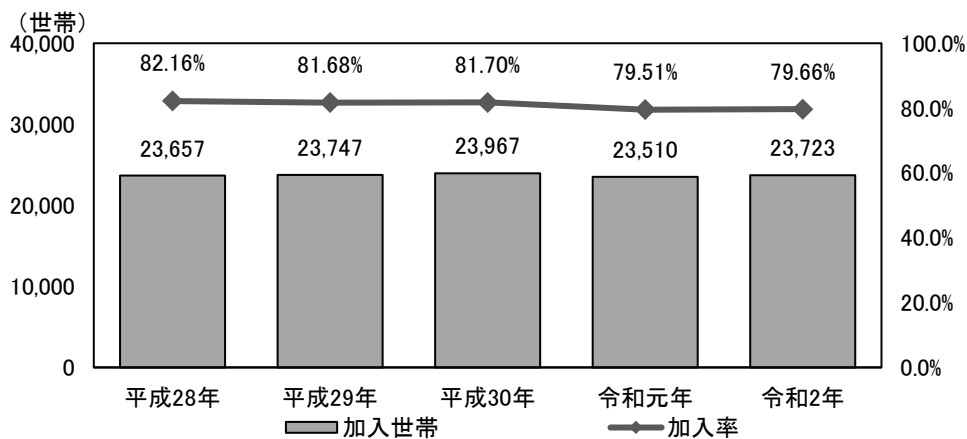
■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

行政区加入世帯数は横ばいとなっていますが、全体の世帯数が増加しているため、行政区加入率は減少傾向となっています。

■行政区別人口統計表・広報配布部数による行政区加入率の推移

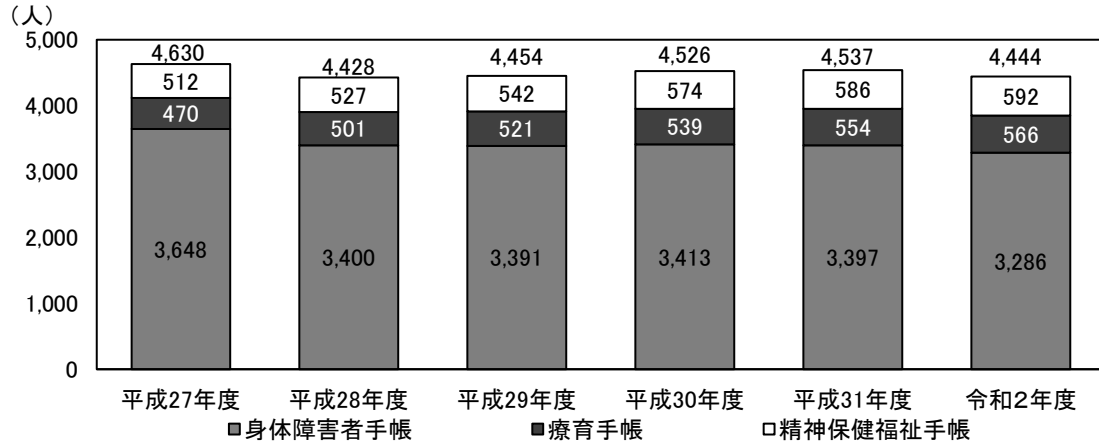


資料：総務課（各年 12 月末日、平成 28 年のみ 4 月末日）

(3) 福祉の状況

障害者手帳所持者数は増減を繰り返して推移しています。手帳種類別にみると、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

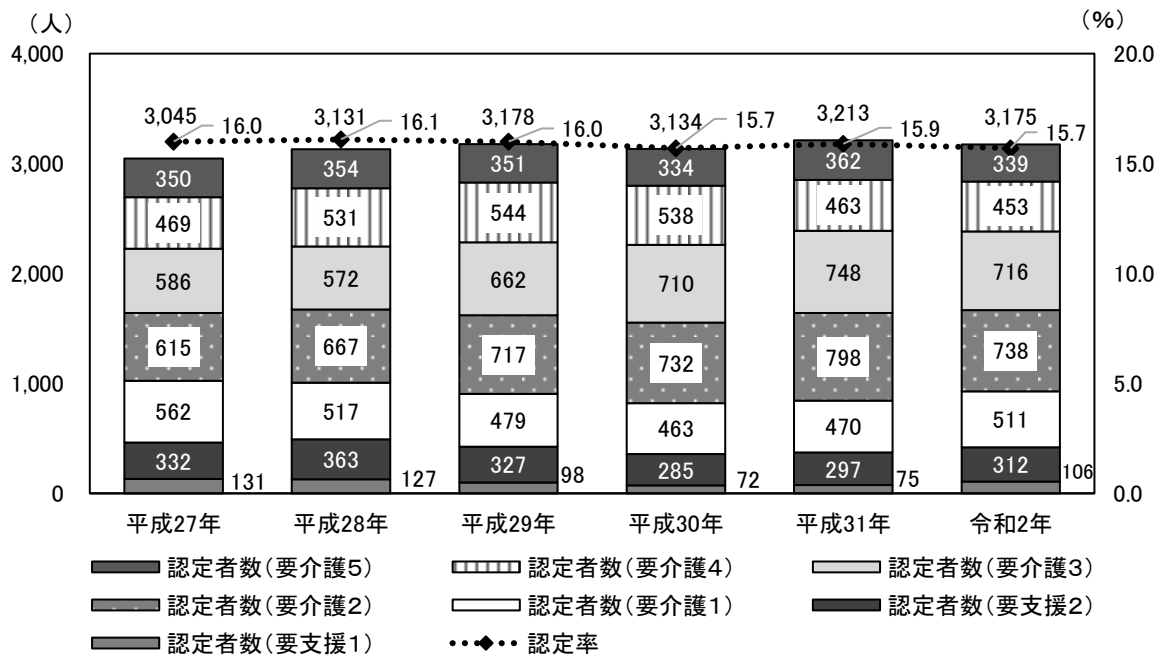
■各種障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉総務課

要介護認定者数は増減を繰り返して推移し、認定率は15%台後半から16%台前半となっています。要介護2・要介護3の割合が高くなっています。

■要介護認定者数、認定率の推移

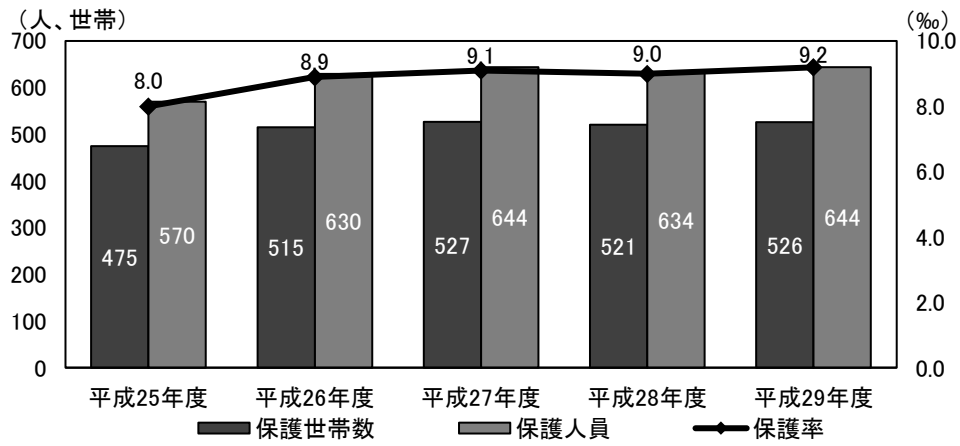


資料：見える化システム

(4) 生活保護の状況

生活保護世帯数は増加傾向にあり、保護人員数は増減を繰り返して推移しています。

■生活保護世帯、保護人員数の推移



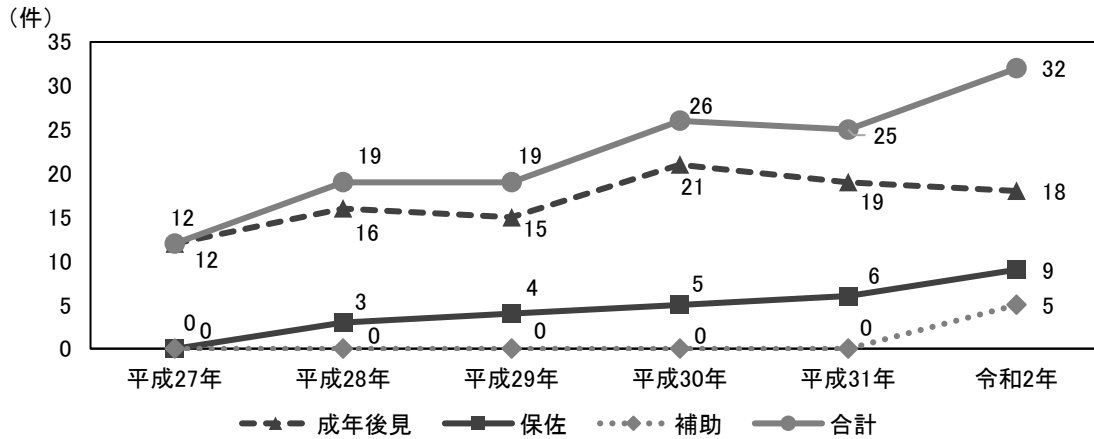
資料：生活援護課

※‰（パーミル）は1,000分の1を表しています。

(5) 権利擁護の状況

本人住所別申立件数は増加傾向となっています。成年後見が最も多くなっており、令和2年度には補助の申立がありました。任意後見については実績がありません。

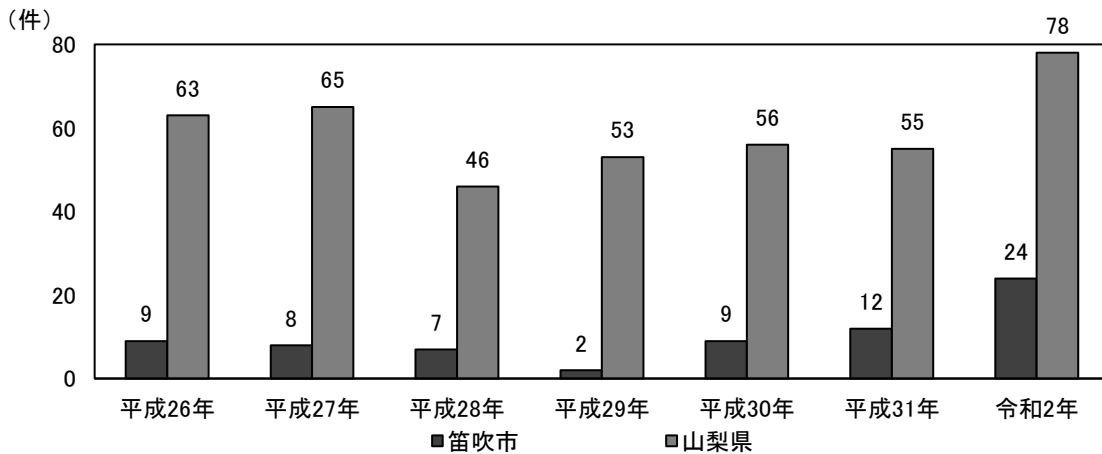
■本人住所別申立件数の推移（笛吹市）



資料：甲府家庭裁判所

本市の市町村長後見等申立て件数は、平成29年まで減少していましたが、平成30年以降再び増加し、特に令和2年に大きく増加しています。

■県内市町村長後見等申立て件数の推移

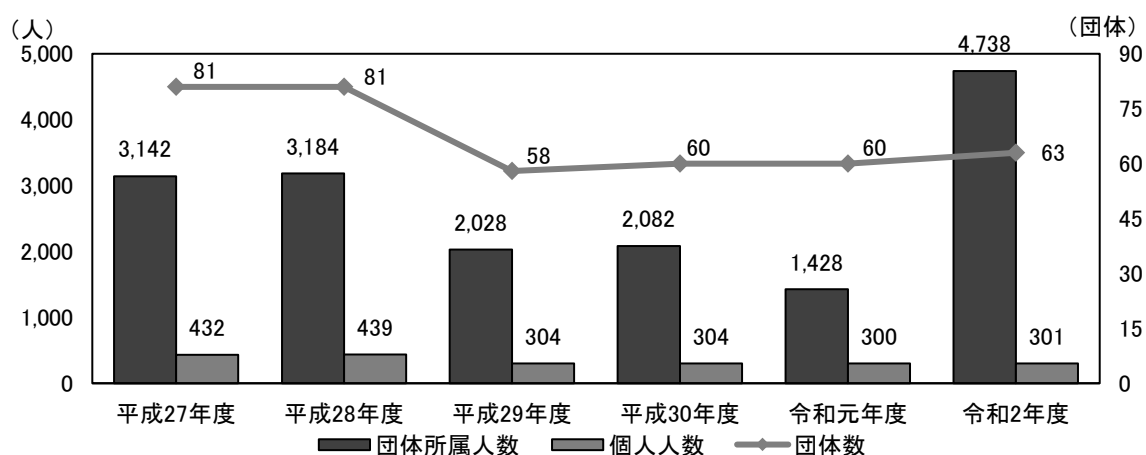


資料：甲府家庭裁判所

(6) 市民活動の状況

本市のボランティア団体数は平成28年まで81団体とっていましたが、平成29年度以降60団体程度まで減少しています。団体所属人数については令和2年度に大きく増加し、4,738人となっています。個人人数については平成29年度以降減少して300人程度となっています。

■ ボランティア団体、所属人数



資料：当年度社会福祉協議会事業報告数値
(令和2年度は市民活動・ボランティアセンター登録数)

※令和2年からシニアクラブ会員の希望者が活動の中で「奉仕」を行うためにボランティア団体に登録したことにより所属人数が増加しています。また、団体数については平成29年以降数え方が変わり、現在では全国社会福祉協議会の数え方を用いています。

2 アンケート結果にみる笛吹市の現状と課題

(1) 調査概要

■調査の目的

市民の福祉に関する意識や、福祉サービス・地域づくりに関するご意見をうかがい、笛吹市第4次地域福祉計画策定の基礎資料とするために実施しました。

■調査の内容

- ①回答者について
- ②地域での生活について
- ③福祉に対する意識、あり方について
- ④福祉サービスについて
- ⑤地域活動やボランティア活動について
- ⑥権利擁護について

■調査の方法

調査地域：笛吹市全域

調査対象：笛吹市在住の20歳以上の市民2,500人

抽出方法：令和3年3月1日時点で市内に居住している住民から無作為に抽出

調査方法：郵送配布・回収およびWebでの回答

調査期間：令和3年3月29日～4月19日

■回収状況

郵送配布回収	973件
Web回収	122件
回収率	43.80%
合計	1,095件

■調査結果の見方

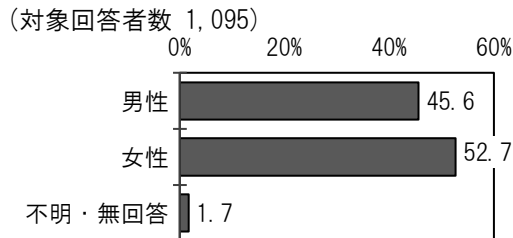
- ・回答結果の割合「%」は、標本数に対するそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、合計値が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 調査結果

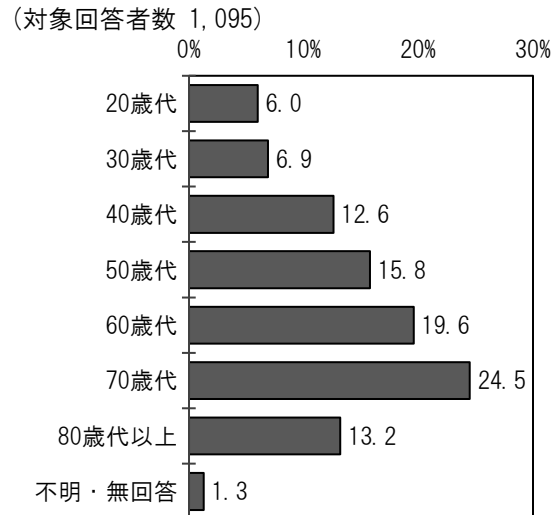
①回答者について

回答者の属性については、以下のとおりとなっています。60歳代以上が占める割合が高いため、職業は「無職（年金受給者含む）」が最も高くなっています。

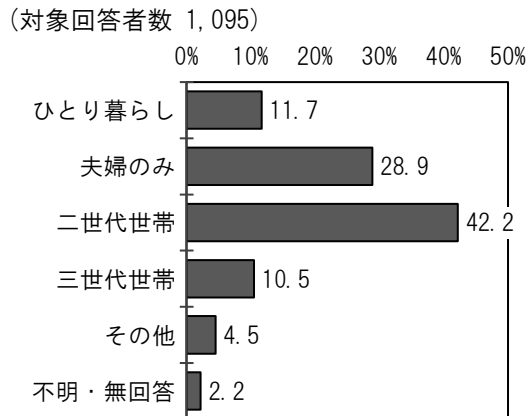
■性別



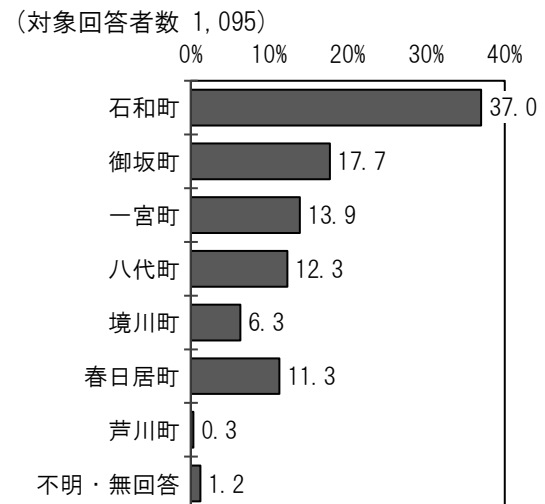
■年齢



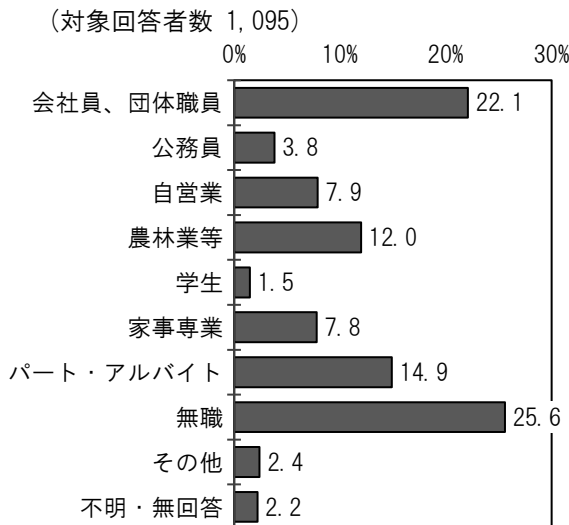
■世帯の構成



■居住地区



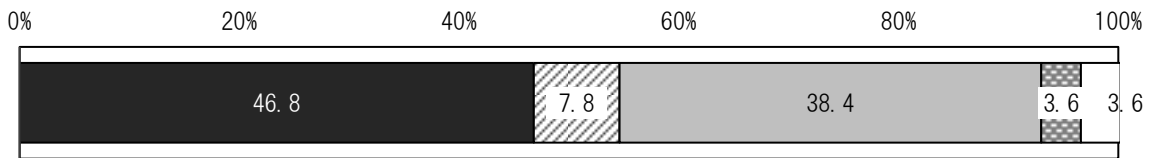
■職業



②地域での生活について

普段の近所の人との付き合いについてみると、「普段から、親しくお付き合いをしているお宅がある」が46.8%と最も高く、次いで「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」が38.4%、「困ったとき（病気、悩み等）に、お付き合いをしているお宅がある」が7.8%となっています。

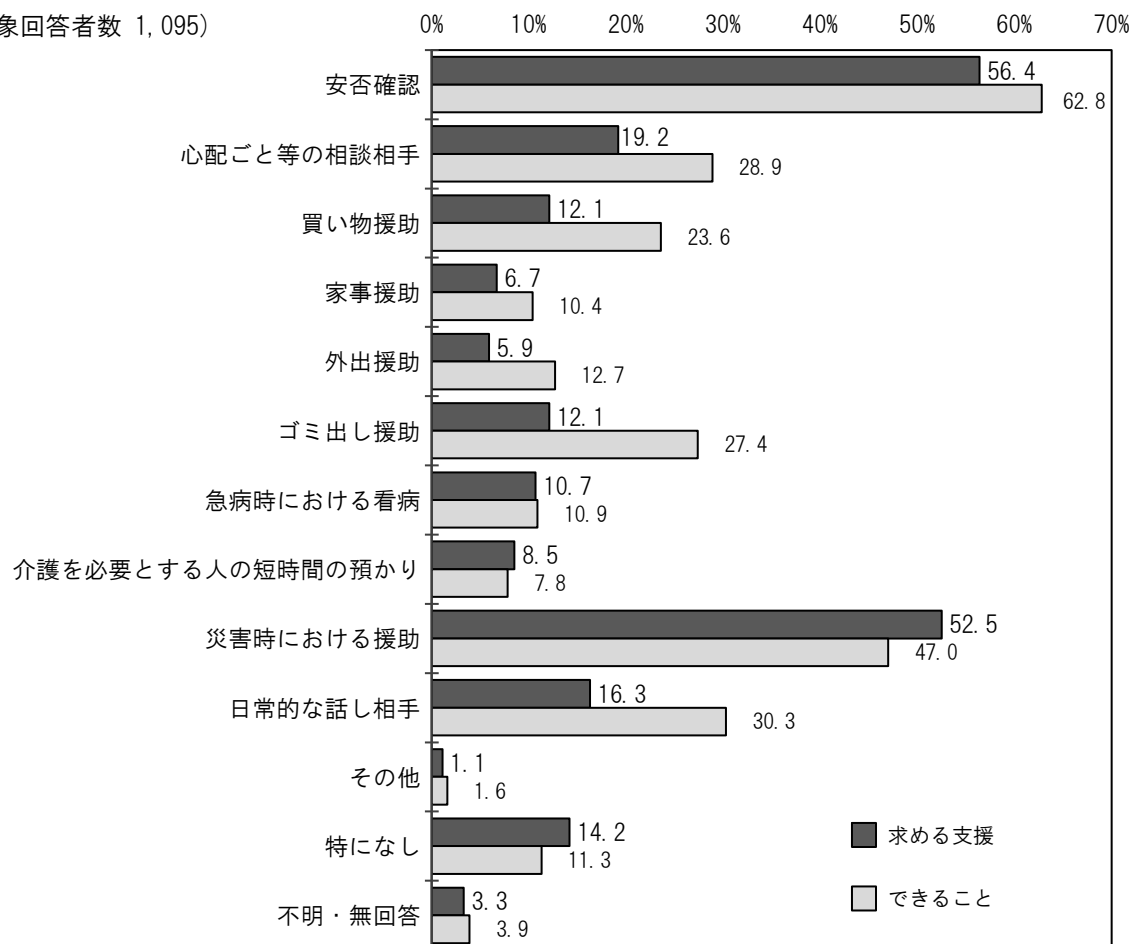
(対象回答者数 1,095)



- 普段から、親しくお付き合いをしているお宅がある
- 困ったとき（病気、悩み等）に、お付き合いをしているお宅がある
- 会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない
- お付き合いがほとんどない
- 不明・無回答

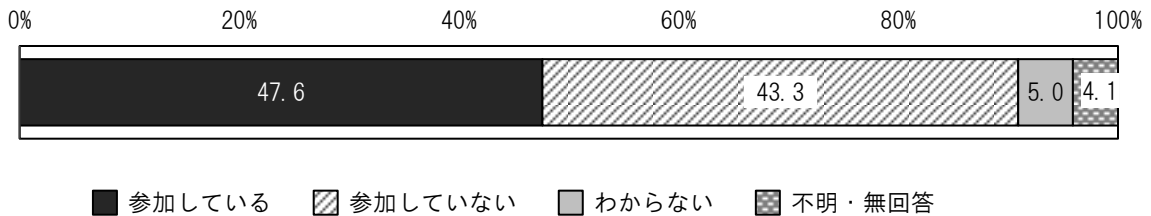
自身やご家族に助けが必要になったとき、近所に望む支援としては、「安否確認」「災害時における援助」がそれぞれ5割を超えて高くなっています。また、自身ができることとしても望む支援と同様の2項目が高くなっています。

(対象回答者数 1,095)



日ごろからの地域の防災訓練の参加状況についてみると、「参加している」が47.6%と最も高く、次いで「参加していない」が43.3%と、全体では参加している割合が参加していない割合を上回っています。

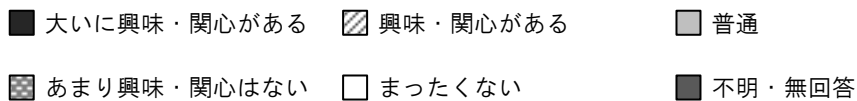
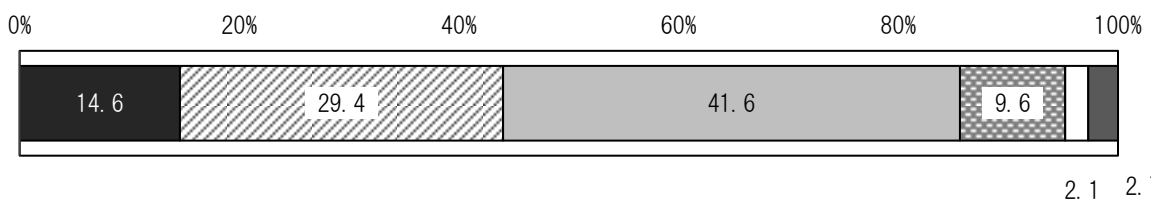
(対象回答者数 1,095)



③福祉に対する意識、あり方について

福祉への関心については「普通」が41.6%と最も高くなっていますが、「大いに興味・関心がある」「興味・関心がある」の合計は44.0%、「あまり興味・関心はない」「まったくない」の合計は11.7%と、関心がある割合が高くなっています。

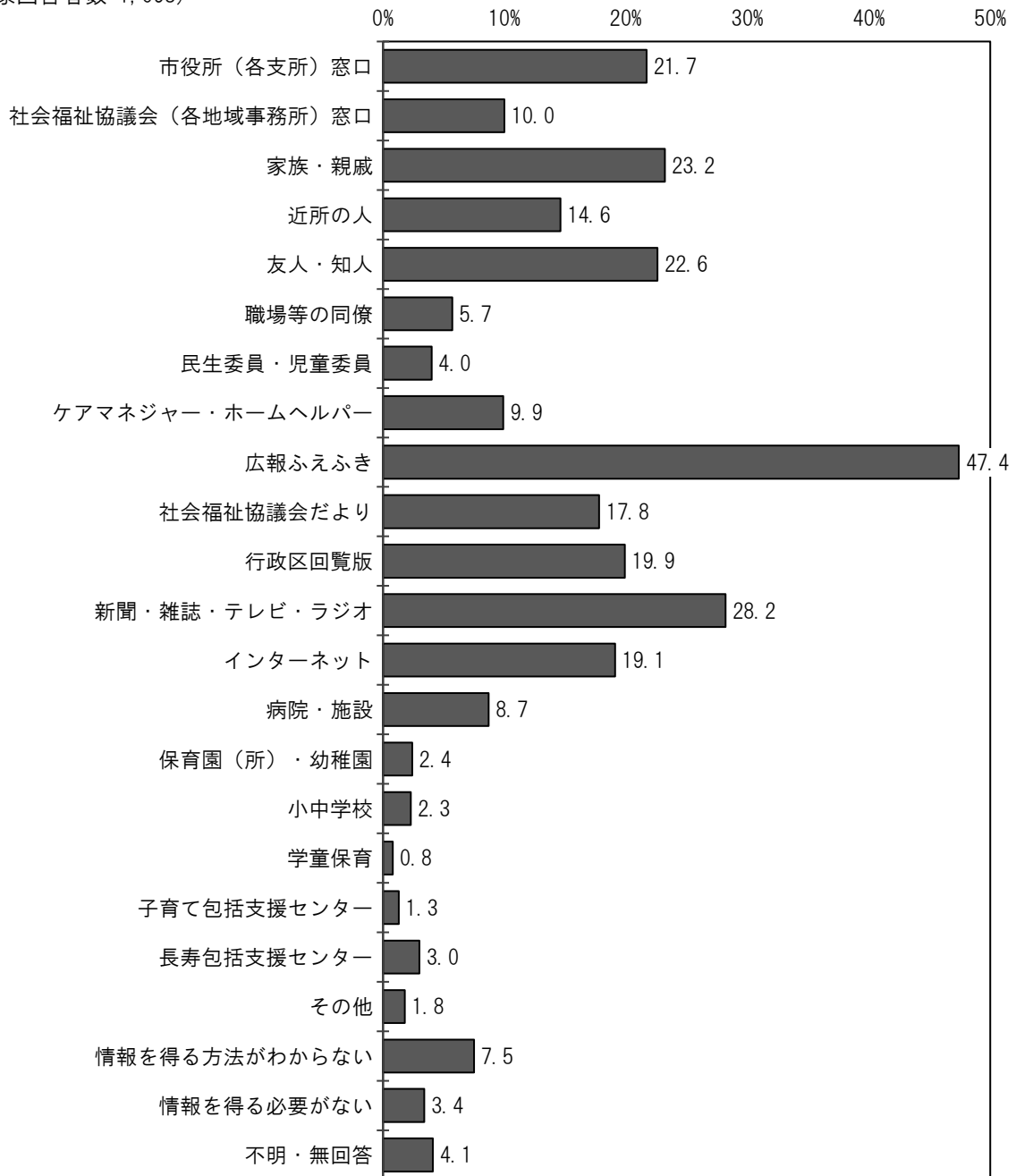
(対象回答者数 1,095)



④福祉サービスについて

「福祉サービス」に関する情報源については、「広報ふえふき」が最も高くなっています。

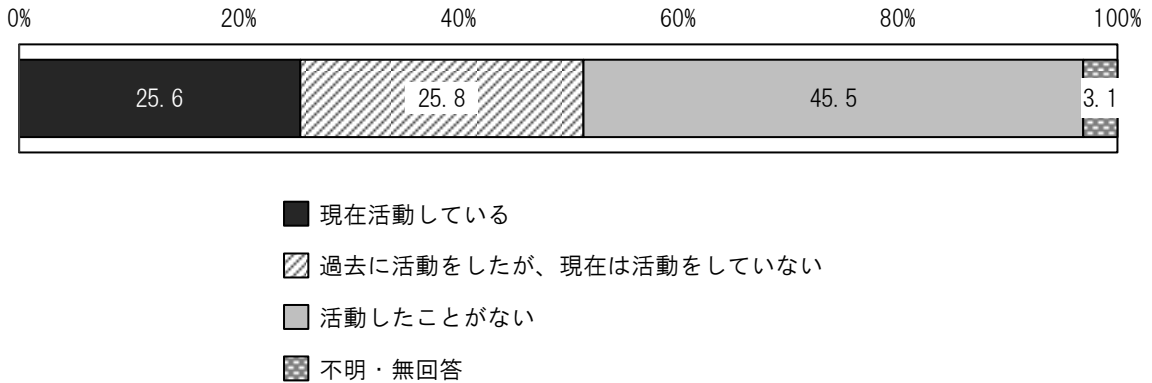
(対象回答者数 1,095)



⑤地域活動やボランティア活動について

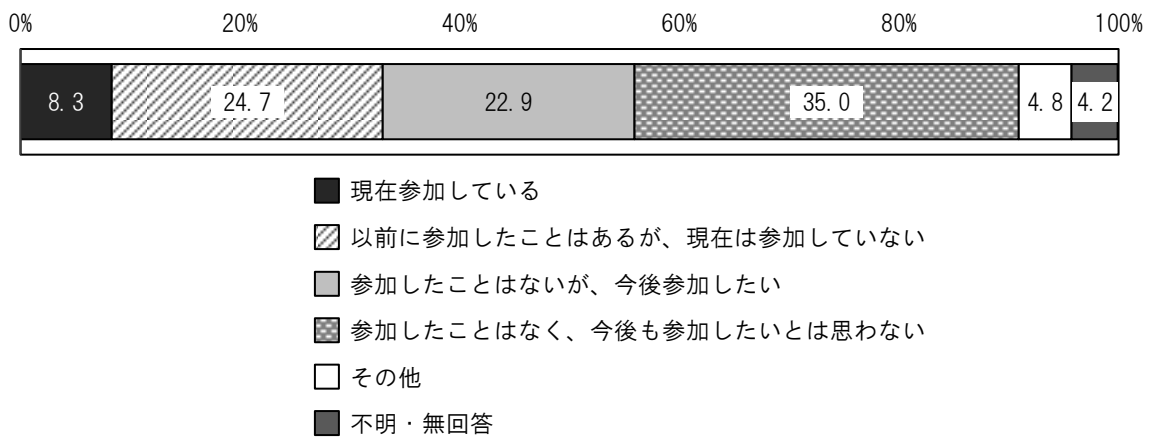
現在の行政区の活動等、地域での活動状況についてみると、「活動したことがない」が45.5%と最も高く、次いで「過去に活動をしたが、現在は活動をしていない」が25.8%、「現在活動している」が25.6%となっています。

(対象回答者数 1,095)



地域での活動以外に、個人的にボランティア活動に参加したことがあるかについては、「参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が35.0%と最も高く、次いで「以前に参加したことはあるが、現在は参加していない」が24.7%、「参加したことはないが、今後参加したい」が22.9%となっています。

(対象回答者数 1,095)



3 第3次計画の評価

本計画の策定にあたり、第3次笛吹市地域福祉計画の進捗状況について、各事業の取り組み状況と関係各課の自己評価をもとにとりまとめを行いました。

基本目標1 住民主体の地域福祉活動を進めよう【意識・人づくり】

重点施策①福祉の心の育成

地域づくりの基本として、学校を中心にあいさつ運動を実施しました。また、様々なライフステージに応じた福祉教育の講座を実施しました。

地域福祉に対する意識の醸成をより進めるためには、広報などでも広く啓発することも今後重要な視点です。

福祉教育に関する成人向けの講座の参加者は65歳以上が多くなっていたため、幅広い世代の参加につながるような工夫が重要です。また、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、より参加しやすい形で開催できるようにすることが重要です。

重点施策②地域福祉の担い手づくり

地域福祉の担い手を増やすため、生涯学習人材バンク登録制度を活用することを施策としていました。しかし、受講者のスキルアップのため、市民講座の講師には実績のある講師を登用しました。地域福祉人材の発掘・育成に向け、より幅広い取り組みを検討することが重要です。

また、ボランティアについて、新たな活動者の発掘という視点では特別な取り組みが出来ませんでした。すでに活動をされている方に対する育成という視点ではボランティア連絡協議会と合同でスキルアップ講座を実施しました。今後は発掘にも注力し、関係する団体同士の情報交換の場を設け、ボランティアの特徴を生かした活動を支援することが重要です。

基本目標2 利用しやすい福祉サービスの仕組みを構築しよう

【仕組み・ネットワークづくり】

重点施策③地域福祉推進の仕組みづくり

地域福祉の推進に向けて、虐待の早期発見、ひきこもりなどの多様な課題に対応するための庁内連携体制の強化、職員の資質向上に取り組んだほか、市広報やホームページを活用した情報提供を行いました。福祉に関する分野は幅広いため、職員に対して網羅的な研修を毎年実施することは困難な状況ですが、継続して実施していくことが重要です。

また、地域でのつながりづくり、地域課題解決につなげる情報交換を行う笛吹市安心安全見守り連絡協議会や地域課題検討会はコロナ禍の影響などもあり、近年開催できませんでした。地域の課題解決のため、庁内外での情報交換の場を継続していくことが重要です。

庁内相談体制において、総合相談窓口として整備されているものではありませんが、相談窓口で連携し、必要な課につなぐなど対応してきました。引き続き各相談窓口で庁内の相談窓口を把握・連携し、市民が適切な相談支援を受けられる体制を整えることが重要です。

重点施策④協働によるネットワークづくり

ボランティアセンターの利用促進や市民活動団体への助成、保健福祉部内での連携体制の強化に取り組んできました。

ボランティアセンターや市民活動団体への助成を利用する団体が固定化していることや、団体構成員の高齢化を受け、必要とされている支援を提供することができるよう、支援の方法について検討することが重要です。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域をつくろう 【環境・基盤づくり】

重点施策⑤防災・防犯のまちづくり

避難行動要支援者台帳登録作業マニュアルの作成、福祉避難所の開設に向けた福祉避難所運営マニュアルの作成、災害時ボランティアセンターの設置に向けた体制整備などに取り組んできました。

避難行動要支援者の登録の見直しや、開設のための体制整備が完了していない福祉避難所について整備を行い、災害時に適切に運用されるよう訓練を継続することが重要です。

重点施策⑥ユニバーサルデザインの推進

公共施設のバリアフリー化を進めてきたほか、新たに設置する施設については高齢者、障害のある方、外国籍の方などすべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザイン化を進めてきました。

また、心のバリアフリー化の推進に向けて障害への理解に関する研修や認知症サポーター養成事業を実施しました。より多くの人に理解を広げるため、今後も周知を継続して実施することが重要です。

4 課題のまとめ

1～4の各種現状把握から、本計画における課題を次の通りまとめました。項目ごとに現状を箇条書きで記載し、枠内に課題をまとめています。

地域福祉の意識づくり

- 福祉に関して興味・関心がある人の割合は、ない人よりも高い一方、その割合は第3次計画策定時に実施した調査時点より減っています。
- 福祉の意識づくりのために福祉教育の講座などを実施してきましたが、参加者の年齢層に偏りがみられました。
- 身近な地域内での支援として安否確認や災害時の援助が求められているほか、特に高齢者の独居世帯では他の世帯と比較して急病時における看病や日常的な話し相手などを求めていることがうかがえます。

今後も、福祉への関心が少ない人に向け、講座の参加などに限らず、より気軽に地域福祉について知ることができるよう周知方法を検討するとともに、具体的な取り組みにとらわれず、挨拶や見守りをはじめとする身近な地域とのかかわりあいを広げていくことを継続していきます。

また、地域活動やボランティア活動の担い手の高齢化や減少が進むことが考えられるため、活動への参加意向がある人が気軽に取り組めるような仕組みづくりや情報提供を進めることが重要です。「ボランティア」などの名前の付いた活動に限らず、普段の生活の中でかかわりあい支えあえる環境づくりが重要です。



- 地域のことに目を向けるような啓発
- 身近なかかわりを広げる



- 気軽に活動へ参加できる仕組みづくり
- 普段の生活の中で支えあえる環境づくり

地域福祉推進の仕組みづくり

- 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくりのため、福祉情報の提供や関係機関との連携を進めてきましたが、福祉サービスの利用に際して感じる不満として、サービスに関する情報がわからなかったという点が上がっています。特に、必要な福祉サービスの情報を入手できている人においては市役所窓口、社会福祉協議会窓口で情報を得ている人が多くなっています。
- 虐待の早期発見、ひきこもりなどの多様な課題に対応するための庁内連携体制の強化と職員の資質向上に取り組みました。
- 相談体制について、現在総合相談窓口として整備されているものではありませんが、各相談窓口で連携し、必要な課につなぐことにより、切れ目のない市民サービスに努めています。

福祉サービスが必要になった時点でスムーズに情報を得られる体制づくりに取り組むことが重要です。

今後は様々な活動主体が情報交換できる場を設けるなど、日ごろから地域内で支援が必要な人の情報を共有する仕組みづくりを進めていくことが重要です。

市民が適切な相談支援を受けられる体制を整えることが重要です。提供する情報について、質の向上と、提供方法の工夫が重要です。



- サービス情報を得やすい環境づくり
- 相談支援体制の充実



- 庁内連携体制の強化
- 関係機関での情報共有の場づくり

安心して暮らせる地域づくり

- 近年の自然災害の増加により防災への取り組みがますます重要になっています。
- 防災訓練について全体では参加している割合が高くなっていますが、20～40 歳代の若い世代では半数以上が参加しておらず、参加していない割合が高い状況です。また、世代にかかわらず一人暮らしの世帯では参加していない割合が高くなっています。

予測のつかない災害時に適切な対応ができるよう、引き続き福祉避難所の整備の完了に向けて取り組むなど、防災体制を確実に推進するとともに、平常時から情報提供を行うことが重要です。

また、市民が安心して生活が送れるよう、地域づくりの一環としての防犯対策、障害福祉分野と連携した施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、市民に向けて心のバリアフリーの促進に関する周知啓発に取り組むことが重要です。



- 防災訓練への参加
- 災害時に向けた情報提供



- すべての人が安心して暮らせるユニバーサルデザインの推進



成年後見制度の周知と適切な利用促進

- 社会福祉協議会 後見センターふえふきと連携して、成年後見制度の周知啓発や利用支援、市民生活支援員・市民後見人の育成、関係機関・関係団体などとの連携などにいち早く取り組んできましたが、各種調査結果において、成年後見制度そのものの認知度が依然として低い状況にあることがうかがえます。
- 成年後見制度の利用に関しては世代によって意向の違いがみられます。
- 申立件数は増加傾向にあり、今後も高齢化の進行などにより制度利用者が増加する可能性があります。

後見人の人材確保のため、市民後見人の育成や、後見人となる方が相談支援などを受けられる体制の充実が重要です。

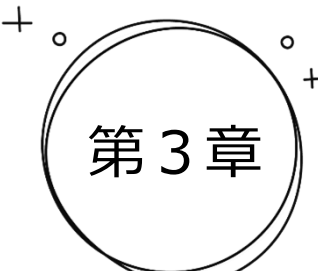
今後自分だけでなく周囲の人が権利擁護の制度を必要とする際により良い意思決定を行っていくために、権利擁護に関する周知、情報提供を充実させることが重要です。



● 成年後見制度を知る人を増やすための周知・啓発



● 後見人の育成・支援



第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、本計画を進め、市の地域福祉の取り組みを進めていくうえでの考え方を説明しています。基本理念や基本目標、計画の体系などを示しており、具体的な事業や取り組みの基本的事項となっています。

1 計画の基本理念

地域福祉は、住民と地域が主人公となり、人と人、人と地域、地域と地域をつなぐ様々な仕組みを作り、育てていくという中長期的な取り組みが必要です。そのため、大切に守り、育んでいく基本理念を持つ必要があります。笛吹市では、市民はもちろん地域やボランティア団体などと共に取り組む“協働のまちづくり”という考えを市の基本姿勢としていることから、第1次計画から『普段から笑顔でふれあう共助共生のまちふえふき』を基本理念として掲げています。

第4次計画においても、この基本理念を継承し、その実現に向けた施策や取り組みを推進していきます。

基本理念

ふ

普段から

え

笑顔で

ふ

ふれあう

き

共助共生のまち ふえふき



2 計画の基本目標

基本目標1 地域福祉を担う意識づくり

身近な地域とかがわりあうことで、誰もが地域福祉の担い手となれる地域をつくるため、あいさつや身近な助け合いからボランティアまで様々な活動に気軽に参加できるよう、意識づくりと環境づくりに取り組みます。

基本目標2 地域福祉の仕組みづくり

必要なサービスや相談支援が適切に受けられ、安心して暮らせる地域をつくるため、地域内で情報を共有する仕組みづくりを進めます。また、市民が公的サービスを適切に受けられるよう、サービスの質の向上と情報提供に取り組みます。

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

多様な市民が支えあい、安心して暮らせる安全な地域をつくるため、防災・防犯の取り組みを進めるとともに、様々な困りごとを抱える人が安心して地域の中で生活できるような支援を実施します。

基本目標4 権利擁護の推進

判断能力が低下しても適切なサービスが受けられ、一人ひとりの権利が守られる地域を作るため、権利擁護に関する周知、情報提供を充実させるとともに、成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりに取り組みます。

3 地域福祉における地域（圏域）の考え方

笛吹市は市街地から山間部まで地形に多様な特徴のある地域が集まっているため、地域によって人口構成や地域の課題などが異なることが想定されます。

地域福祉は、隣近所の身近な支え合いをはじめとし、町圏域や日常生活圏域などの少し広い範囲での包括的な支援、市全域にわたる取り組みなど、その範囲によって必要な支援や求められる施策が異なります。

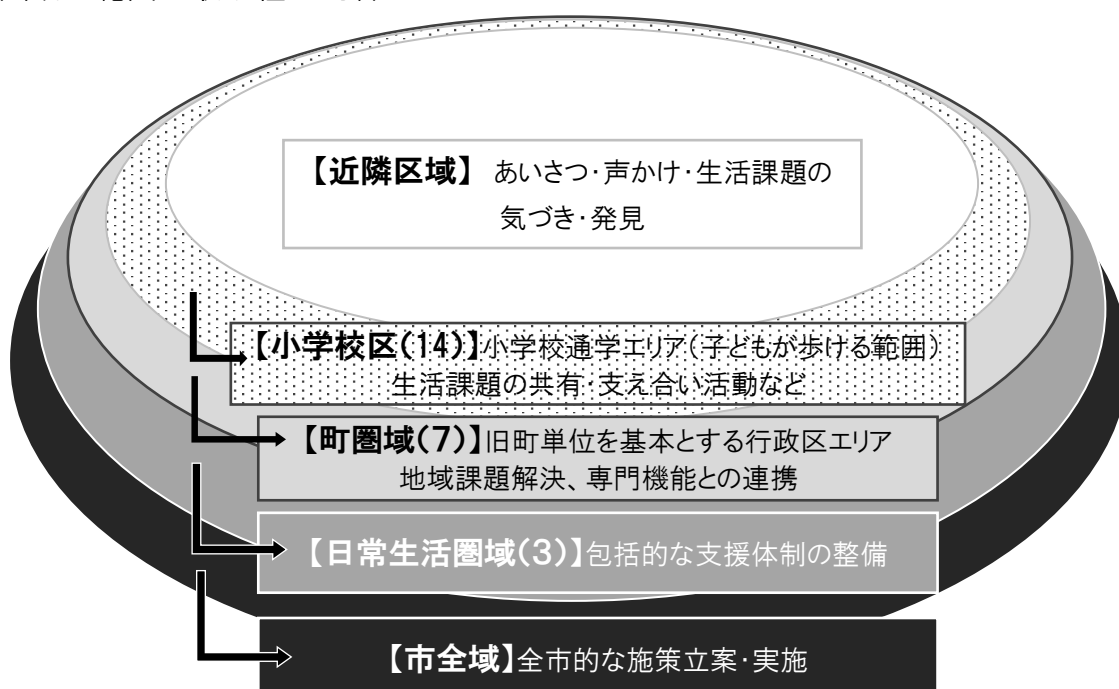
地域生活の課題を把握し、市民が主体的に課題解決に関わるためには、地域の特性や取り組みの内容に応じて福祉分野などの圏域を整理し、圏域内や圏域間での連携やネットワークを活用し、重層的に取り組むことが必要になります。

また、保健・医療・福祉などの各分野においては市域を越えて連携し、地域における福祉の充実に努めます。

○圏域ごとに想定される取り組みの方向

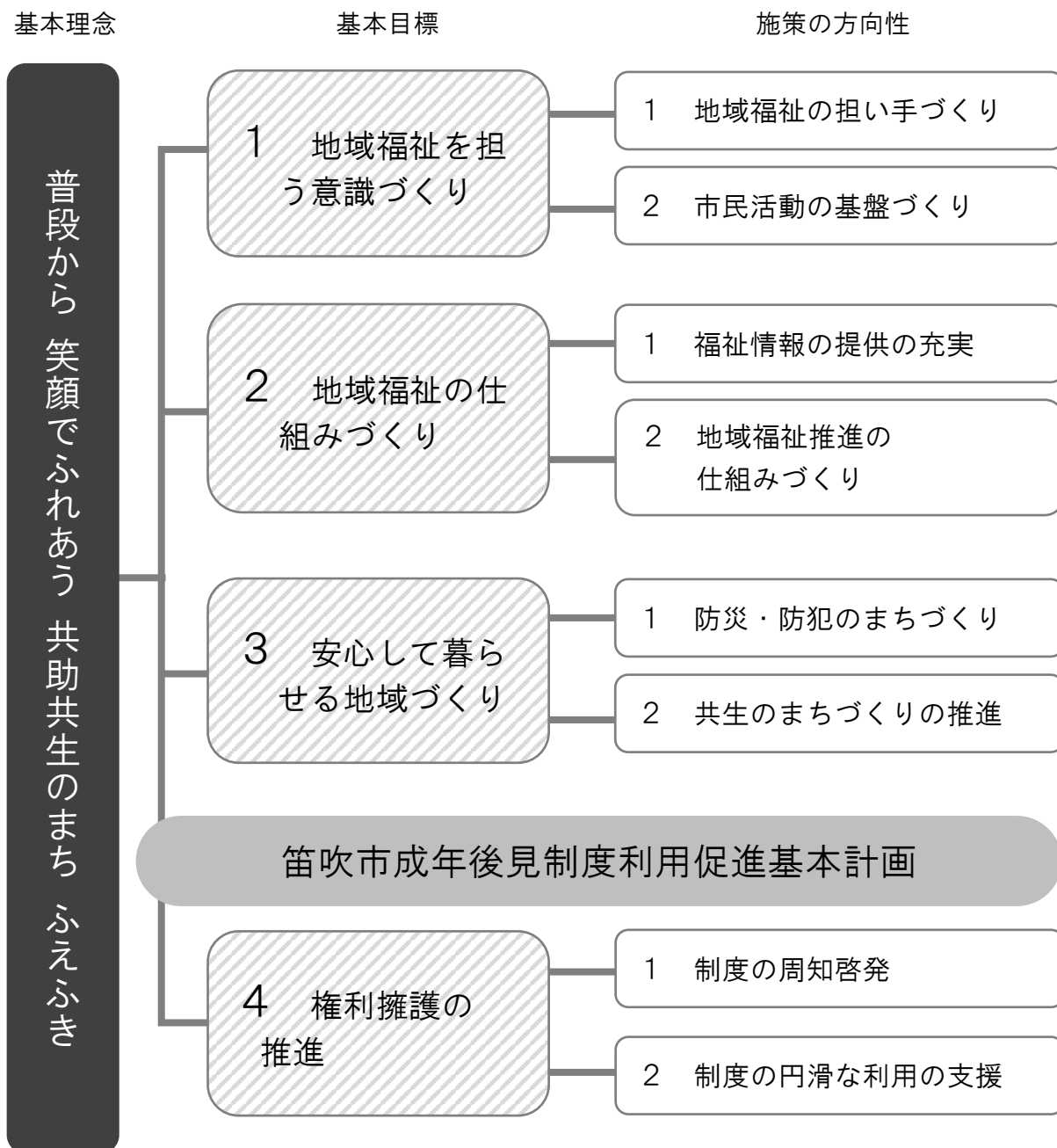
近隣区域	身近な生活課題を発見するために、お互いに顔の見える関係をつくる
小学校区 (14 圏域)	地域の生活課題を共有し、解決につなげるための支え合い活動を行う
町圏域 (7 圏域)	市における基本的な圏域で、地域の特色に合わせたまちづくりの方針の共有及び圏域内でのネットワークの構築及び連携を行う
日常生活圏域 (3 圏域)	各圏域に地域包括支援センター（長寿包括支援センター）を設置し、安心した暮らしの提供のため、相談支援・生活支援サービスを提供する
市全域	各圏域での地域課題解決の取り組みについてより広い範囲で共有を図り、各圏域では解決困難な課題への施策立案及び実施に努める

○圏域の範囲と取り組み内容のイメージ




4 施策の体系

本計画の体系は以下の通りです。笛吹市成年後見制度利用促進基本計画を基本目標4に位置付け、一体的に推進します。



※基本目標1～3の具体的な取り組みは第4章、基本目標4については第5章にデータ等とともに掲載しています。



第4章 地域福祉計画 施策の推進

第4章では、「計画の体系」に基づいた地域福祉計画の主な取り組みについて、イメージやそれぞれの立場の役割を説明しています。

各種調査結果をまとめた現状と課題を
施策の方向性ごとにまとめています。

基本目標1 地域福祉を担う意識づくり
施策の方向性1 地域福祉の担い手づくり

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 **現状** 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・身近な地域内で安否確認や災害時の援助、急病時における看病や日常的な話し相手等が求められています。
- ・地域で、高齢者のみの世帯が気になるという割合が約3割となっている一方、地域で気にかかる人はいない割合、気にかかる人がいるかわからないという割合がそれぞれ2割以上となっています。

▼

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 **課題** 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇


- ・普段の生活の中でのかわりあい支えあえる環境づくりが重要です。
- ・福祉に関心が少ない人に向け、より気軽に地域福祉について知ることができるよう周知方法を検討することが重要です。

▼

+

○ **こんな地域を目指します**

接拶や見守りをはじめとする身近な地域とのかわりあいを広げていくことで、誰もが地域福祉の担い手となる地域



42

現状と課題をもとに、笛吹市で目指す
地域の姿をイラストとともに示してい
ます。

目指す地域の姿を実現するために、市民の皆さんや地域における自助・共助の力で行っていただきたいことを提案しています。

この「地域」とは、P36に記載した地域福祉における地域（圏域）の考え方における特定の圏域を示すのではなく、広い意味での自身や家族を超えた生活の範囲を指しています。

市民や地域の皆さんにお願いしたいこと



- 日ごろから近所への声掛け、あいさつをしましょう。
- 近所がどのような様子か、どんな人が住んでいるかなどについて関心を持ちましょう。
- 住民同士がそれぞれの状況を尊重しあいながらかわりあきましょう。
- 既存の地域でのつながりの中に新たな住民を積極的に受け入れましょう。

その実現のために行政が行うこと



(1) 身近な場での地域福祉に対する意識の醸成

学校においてあいさつ運動を実施するなど、地域ぐるみであいさつ運動に取り組みます。また、寄付や共同募金等に取り組み、地域福祉への関心を高めることや、官民共同の地域づくりを目指します。

(2) ライフステージに合わせた福祉教育の実施

様々な世代に向けた、地域福祉活動に関する講座や人権学習事業等に取り組みます。



自助・共助を支え、目指す地域の姿を実現するために、行政が公助として行うことを示しています。

基本目標 1 地域福祉を担う意識づくり

施策の方向性 1 地域福祉の担い手づくり

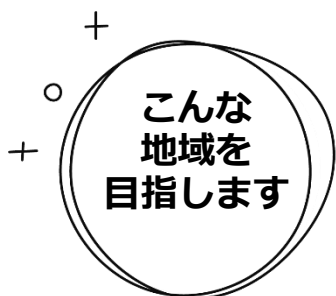
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 現 状 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・身近な地域内で安否確認や災害時の援助、急病時における看病や日常的な話し相手などが求められています。
- ・地域で、高齢者のみの世帯が気になるという割合が約3割となっている一方、地域で気にかかる人はいない割合、気にかかる人がいるかわからないという割合がそれぞれ2割以上となっています。



〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 課 題 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・普段の生活の中でかかわりあい支えあえる環境づくりが重要です。
- ・福祉に関心が少ない人に向け、より気軽に地域福祉について知ることができるよう周知方法を検討することが重要です。



挨拶や見守りをはじめとする身近な地域とのかかわりあいを広げていくことで、誰もが地域福祉の担い手となる地域



市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

- 日ごろから近所の人への声掛け、あいさつを行きましょう。
- 地域の行事などに参加することから地域づくりに参加してみましよう。
- 住民同士がそれぞれの状況を尊重しあいながらかわりあいましよう。
- 既存の地域でのつながりの中に新たな住民を積極的に受け入れましよう。



その実現のために行政が行うこと

(1) 身近な場での地域福祉に対する意識の醸成

学校においてあいさつ運動を実施するなど、地域ぐるみであいさつ運動に取り組めます。

また、寄付や共同募金などに取り組み、地域福祉への関心を高めることや、官民協働の地域づくりを目指します。



(2) ライフステージに合わせた福祉教育の実施

様々な世代に向けた、地域福祉活動に関する講座や世代間交流事業などに取り組めます。



施策の方向性2 市民活動の基盤づくり

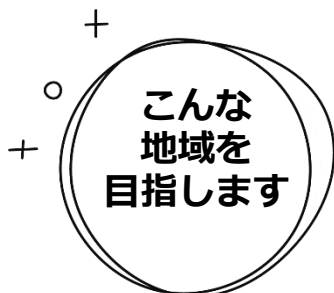
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 現 状 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・ ボランティア活動に参加したことはないが、今後参加したいという人が2割を超えています。
- ・ 福祉に関わる地域活動やボランティア活動については参加したくない、参加できないと答えた割合が高く、時間的に余裕がないことや、自身の高齢化や健康上の理由などが参加できない原因としてあげられています。

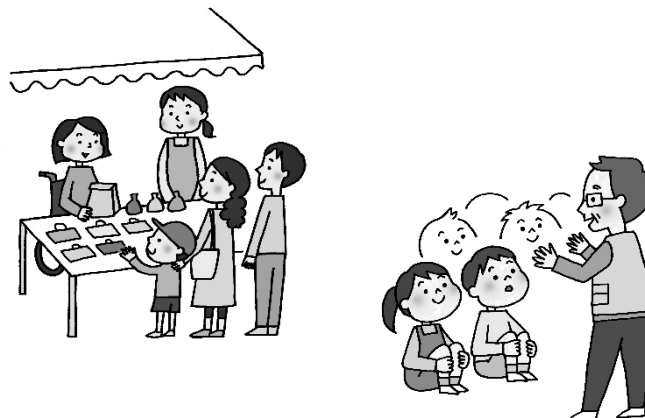


〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 課 題 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・ 地域活動やボランティア活動の担い手の高齢化により、年齢や健康上の理由などで参加をやめる人が増えていく可能性があります。新たなボランティア参加者の発掘に向けた取り組みが重要です。
- ・ 活動に参加してみたいと考えている人が気軽に取り組める仕組みづくりや情報提供が重要です。



身近な助け合い、関わり合いからボランティアまで、様々な活動に、誰もが気軽に参加できる地域



市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

○住んでいる地域でどのような地域活動に参加できるのか調べてみましょう。



○ボランティアや趣味の活動など、気軽に地域活動に参加してみましょう。

○活動団体は、他の団体や地域住民とかがわる機会を作りましょう。

○活動団体は、住民が気軽に参加に踏み出せるよう、情報提供や参加の仕組みを工夫しましょう。

その実現のために行政が行うこと

(1) 市民活動に参加しやすい環境づくり

市民活動・ボランティアセンターやホームページ、組回覧などで市民活動に関する情報を周知します。



(2) 市民活動・ボランティア活動拠点の利用促進

広報紙やチラシを活用し、様々な活動の拠点となる市民活動・ボランティアセンターの利用を促進します。

(3) 市民活動の充実に向けた支援

市民活動・ボランティアセンターにおいて、社会福祉協議会と連携しながらボランティア活動の支援を行います。

また、市民活動のきっかけづくりや活動の充実のため、市民活動団体などへ活動の助成金を支給するなどの支援を行います。



基本目標 2 地域福祉の仕組みづくり

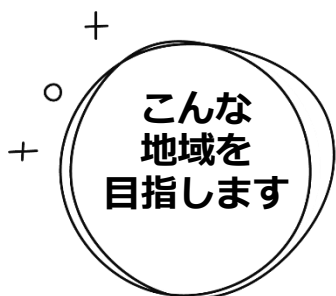
施策の方向性 1 福祉情報の提供の充実

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 現 状 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・福祉サービスの情報について、十分ではないが入手できている人が3割台となっている一方、入手できていない人も27.8%と多くなっています。また、福祉サービスを必要としない世代では情報を入手しようと思わない方も多くなっています。
- ・福祉サービスの利用に際して、サービスに関する情報がわからなかったという声が上がっています。
- ・広報ふえふきを福祉サービスの情報源として利用している人が多い状況です。若い世代では、広報ふえふき、市役所窓口、社会福祉協議会窓口、回覧板を利用している割合が低く、家族・親戚やインターネットで情報を得ている人が多くなっています。また、必要な福祉サービスの情報を入手できていると感じる人は、市役所窓口、社会福祉協議会窓口などから情報を入手していると答えた割合が高い傾向にあります。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 課 題 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・福祉サービスの利用のために適切に情報を得られる体制づくりが重要です。
- ・市役所窓口、社会福祉協議会で情報を得やすくなるよう工夫するとともに、様々な手段で情報発信を行うことが重要です。



必要な時に、必要な人が簡単に情報を得ることができる地域



市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

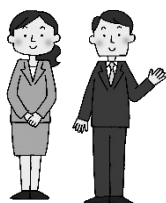


○市の広報紙や回覧板を読んでみましょう。

○知った情報は、身近な情報を必要とする人にも伝えましょう。

その実現のために行政が行うこと

(1) 市広報・回覧板・市ホームページによる福祉情報の提供



市広報・回覧板・市ホームページを通して福祉情報を提供します。情報の内容に応じて個別の通知も行い、きめ細かな情報提供に努めます。



施策の方向性 2 地域福祉推進の仕組みづくり

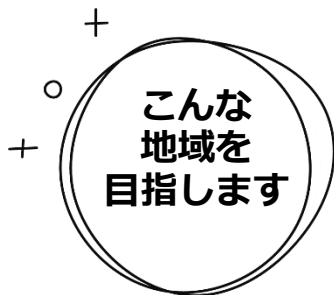
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 現 状 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・福祉サービスの利用に際して不都合を感じたり、不満に思ったりした経験として、「利用手続きがわずらわしかった」「福祉サービスに関する情報がわからなかった」が高くなっています。
- ・地域福祉の推進に向けて、庁内連携体制の強化や職員の資質向上に取り組みました。地域課題解決につなげる情報交換を行う場づくりの継続実施については課題が残っています。
- ・相談については、各相談窓口で連携し必要な課につなぐことにより、切れ目のない市民サービスに努めています。知っている相談先がないと答えた割合は、全体では1割未満でしたが、20歳代では約2割と他の世代よりも高くなっています。



〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 課 題 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・福祉サービスの適切な利用に向けて、サービスの質の向上と、サービスに関する情報の提供方法の工夫が重要です。
- ・地域の課題解決のため、庁内外で情報交換する場を継続して設ける必要があります。
- ・地域課題の多様化、複雑化に対応するため、支援の入り口となる相談体制を充実させることが重要です。



必要なサービスや相談支援が適切に受けられ、安心して暮らせる地域

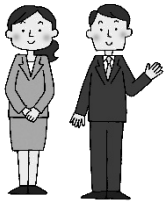


市民や地域の皆さんにお願いしたいこと



- 困りごとを解決するための相談窓口を調べてみましょう。
- 市で受けられる様々な福祉サービスについて調べてみましょう。
- 地域の中でサービスを必要とする人がいないか、考えてみましょう。

その実現のために行政が行うこと



(1) 庁舎内の相談窓口体制の充実

市民の様々な相談に対応するため、相談窓口同士で情報を共有し、適切な相談窓口につなぐなど、スムーズに相談を受けられるような体制を作ります。

(2) 地域課題解決のためのネットワークづくり

地域の課題について話し合い、解決策について検討する場を設けます。
また、住民が主体となって安心安全に生活できる地域を作っていくように、日ごろから声を掛けあい、見守るなどの活動ができるよう協議できる場を設置します。

(3) 福祉・健康・教育等の庁舎内連携体制の強化

虐待予防、ひきこもり、自殺予防対策など既存の制度では対応しきれない多様化・複雑化している課題に対し、相談支援や情報提供など庁内で連携して対応します。



(4) 専門職員の養成・活用および保健福祉職員の資質向上

専門職員のスキルアップのため研修への参加や資格取得に取り組みます。

また、様々な分野に関する理解を深めるため職員全体で講座参加を進めます。

(5) 地域福祉情報共有マニュアルの作成と個人情報の適切な活用

庁内全体で福祉の取り組みを円滑に行うため、個人情報保護に留意しながら庁内で情報共有を進めます。



基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

施策の方向性1 防災・防犯のまちづくり

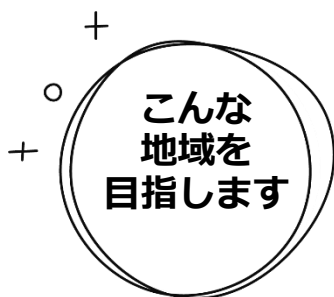
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 現 状 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・ 防災訓練について、全体では参加している割合が参加していない割合を上回っていますが、若い世代では参加していない割合のほうが高くなっています。
- ・ 避難行動要支援者の情報を近所の人や行政区・組などで共有しておくことで手助けしやすくなると答えた割合が高くなっています。

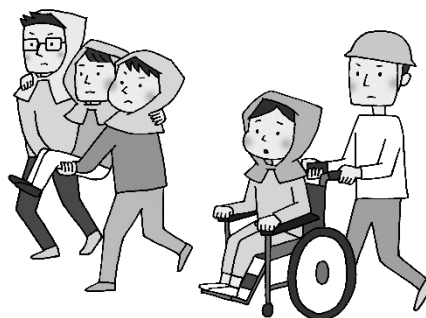


〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 課 題 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・ 引き続き福祉避難所の整備の完了に向けて取り組むなど、防災体制を確実に推進するとともに、平常時から情報提供を行うことが重要です。
- ・ 身近な地域で緊急時に支援が必要な人の情報を共有し、支えあえる体制を作っておくことが重要です。
- ・ 市民が安心して生活が送れるよう、地域づくりの一環として防犯対策に取り組むことが重要です。



普段から支えあい、防災・防犯に取り組む、安全な地域



市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

○災害時の行動について、家族や地域でシミュレーションする機会を作りましょう。



○防災訓練に参加しましょう。

○災害時に支援を必要とする人を地域の中で把握しましょう。

○見守りや声掛けを日常的に行い、異変に気付いたら適切な機関につなぎましょう。

その実現のために行政が行うこと

(1) 避難行動要支援者の支援

避難行動要支援者を把握し、支援関係者と連携しながら支援の充実に取り組みます。



(2) 福祉避難所開設のための体制整備

災害発生時に指定避難所での生活が困難な人の受け入れ先となる福祉避難所の整備のため、施設や備品などの確保に向けて取り組みます。

(3) 災害ボランティアの受入体制の整備

災害時の支援活動に結びつくよう、社会福祉協議会と連携して災害支援ボランティアセンターの運営訓練を実施します。

(4) 防犯体制の充実

警察署と連携し、防犯カメラを設置、維持します。

施策の方向性 2 共生のまちづくりの推進

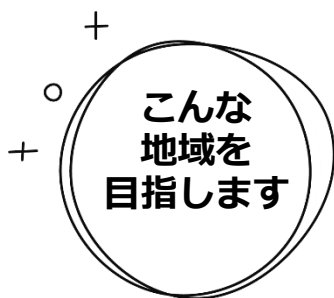
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 現 状 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・近所で気にかかる人として、病気や障がいを抱えている人や、引きこもりや閉じこもりの人、地域から孤立している人など、多様な困りごとを抱えた人がいると認識している方も一部いらっしゃる状況です。
- ・地域福祉推進のために、移動手段の確保や生活困窮者への支援、高齢者や障がいのある人の就労支援が特に必要だと考える割合が2割ほどとなっています。



〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 課 題 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・障害福祉分野とも連携しながら施設のユニバーサルデザイン化、市民に向けた理解促進に取り組むことが重要です。
- ・様々な困りごとを抱える人が安心して地域の中で生活できるよう、生活困窮者支援、多様性の理解促進や虐待の予防、就労支援などに取り組むことが重要です。



多様な市民が認めあい、支えあいながら、安心して暮らせる地域



市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

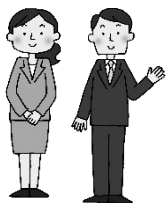
○日常生活の中で地域の様子に目を配りましょう



○困ったことがあれば、一人で抱え込まずに身近な人や相談機関に相談しましょう。

○普段のお付き合いや見守り活動の中で見つかった課題について、必要に応じて専門機関との情報共有をするなど適切な対応に努めましょう。

その実現のために行政が行うこと



(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

高齢の方や障がいのある方、子育て中の方をはじめとするすべての人が孤立せず安心して暮らせる地域を作るため、制度の枠組みにとらわれず、多様性の理解促進や虐待の予防、自殺予防対策、再犯防止などに取り組みます。

(2) 社会参加につながる就労の支援

就労をはじめとした社会参加に向け、障がいのある方や生活困窮者の就労相談や、求職活動支援を行います。

(3) 生活困難者等の支援


生活に困りごとを抱えている方の相談を受け付け、対応策の検討を行います。

また、食料や日用品を支援するためのネットワークを構築し、生活困窮世帯や子ども家庭の貧困に対する支援を行います。

(4) 利用しやすい施設や交通環境の整備

公共施設や道路のバリアフリー化を進め、新たに設置する施設については、すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの視点を取り入れます。

また、市民の移動手段の確保のため、市営バスを運行します。



第5章 成年後見制度利用促進基本計画

第5章では、成年後見制度利用促進基本計画の主な取り組みについて、イメージやそれぞれの立場の役割を説明しています。

1 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景

近年、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や単身高齢者の増加も見込まれています。認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより判断能力が不十分な方を社会全体で支え、権利を擁護することがますます重要になっています。しかし、これらの方々を支える重要な手段である成年後見制度は十分に利用されていない現状にあります。

国では、認知症、知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な方の権利や財産を守るための制度として、平成12年に成年後見制度が開始されました。

平成28年には成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年には国の成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。これにより、概ね令和3年度までに当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めること、利用促進に向けて必要な体制の整備を講ずることが明示されました。

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条の当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

参考 成年後見制度の利用の促進に関する法律

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2 制度の概要

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、選任された支援者（成年後見人等）により、法律面や生活面で支援する制度が成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度の他、任意後見制度があります。

（1）法定後見制度とは

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選任される制度です。本人の判断能力の程度に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの種類（類型）が用意されています。

■法定後見制度の3種類

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

（2）任意後見制度とは

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

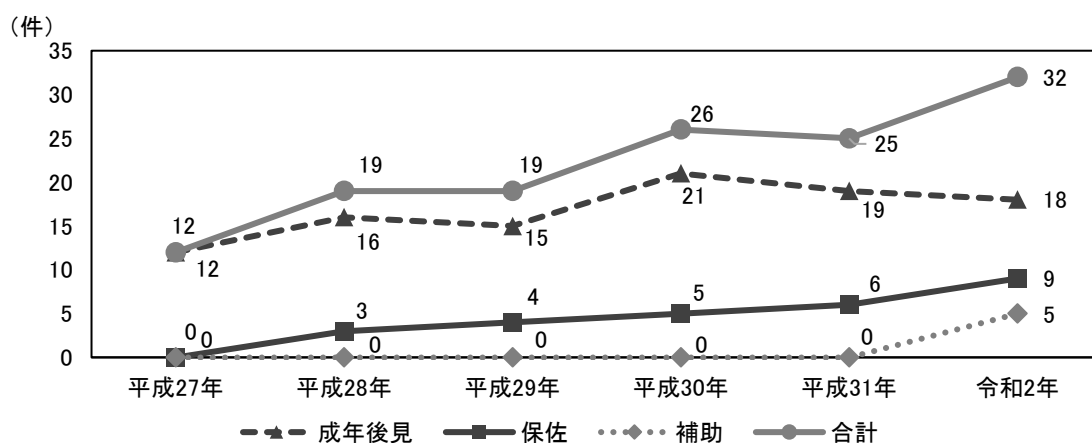
本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

3 データからみる現状と課題

(1) 統計データ

本人住所別申立件数は増加傾向となっています。成年後見が最も多くなっており、令和2年度には補助の申立がありました。任意後見については実績がありません。

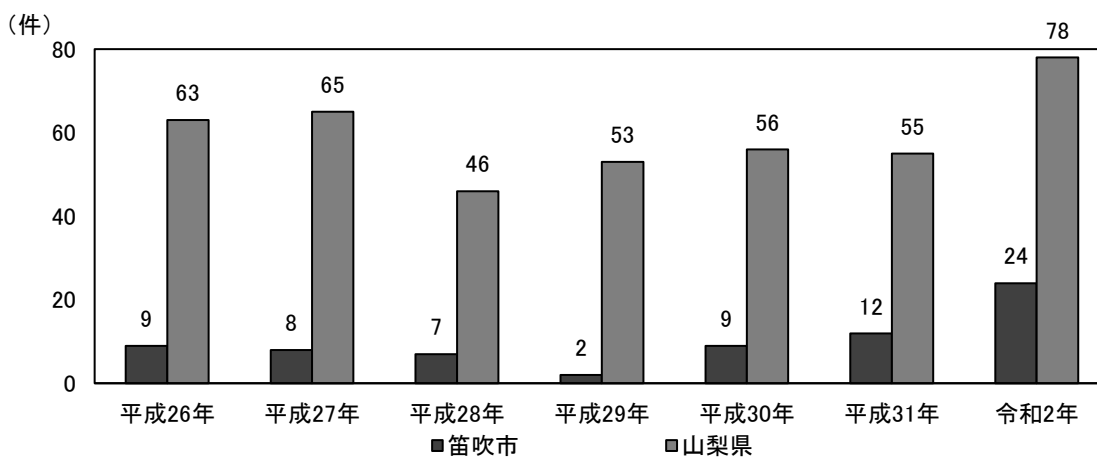
■本人住所別申立件数の推移（笛吹市）



資料：甲府家庭裁判所

本市の市長後見等申立て件数は、平成29年まで減少していましたが、平成30年以降再び増加し、特に令和2年に大きく増加しています。

■県内市町村長後見等申立て件数の推移



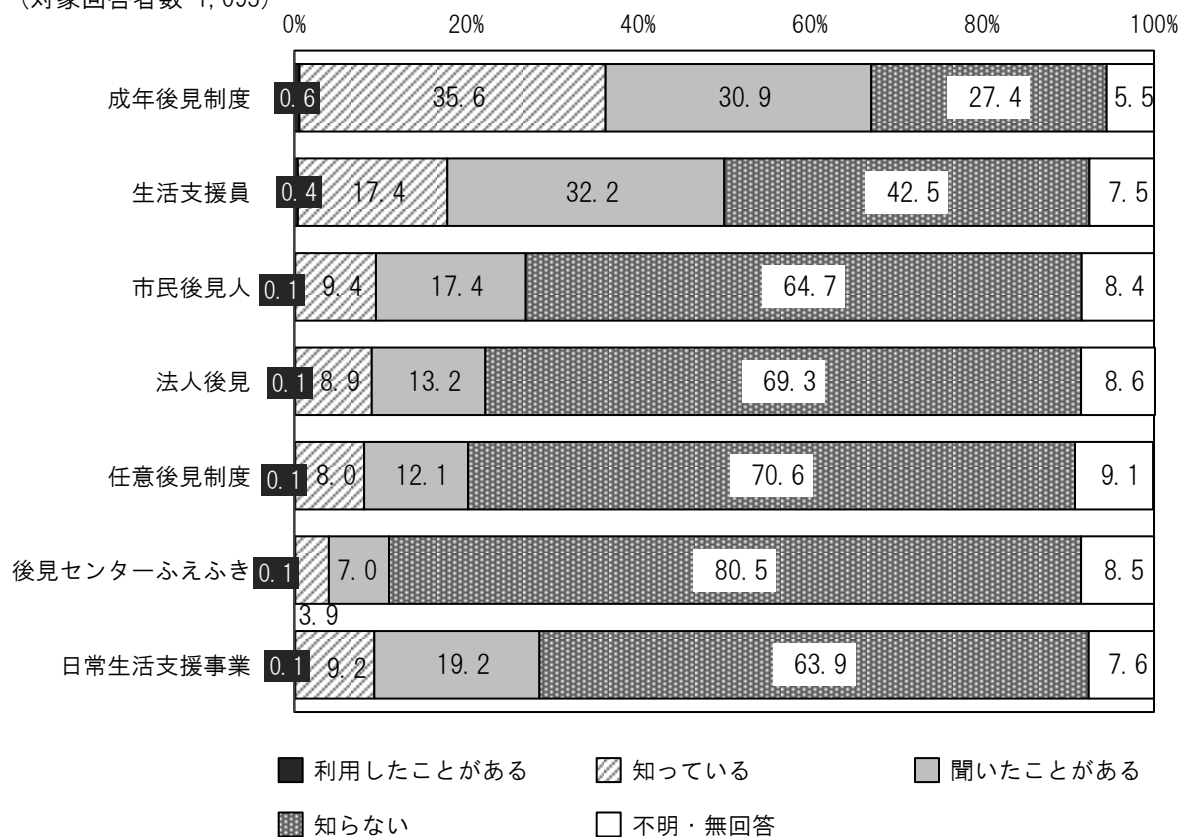
資料：甲府家庭裁判所

(2) アンケート調査結果

「成年後見制度」を見聞きしたことがある（利用したことがある、知っている、聞いたことがある）割合は 67.1%、「生活支援員」を見聞きしたことがある（利用したことがある、知っている、聞いたことがある）割合は 50.0%となっています。

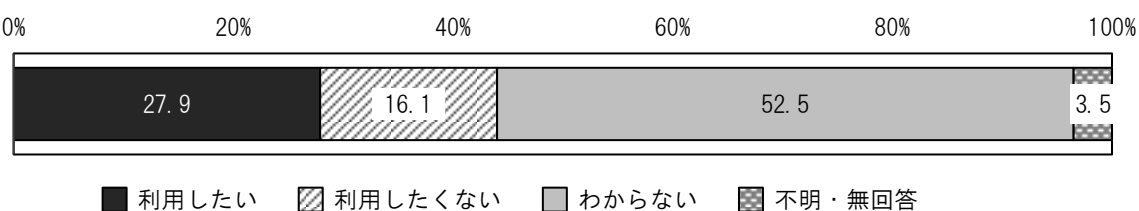
一方、「市民後見人」「法人後見」「任意後見制度」「後見センターふえふき」「日常生活支援事業」についてはいずれも「知らない」が5割を超えています。

(対象回答者数 1,095)



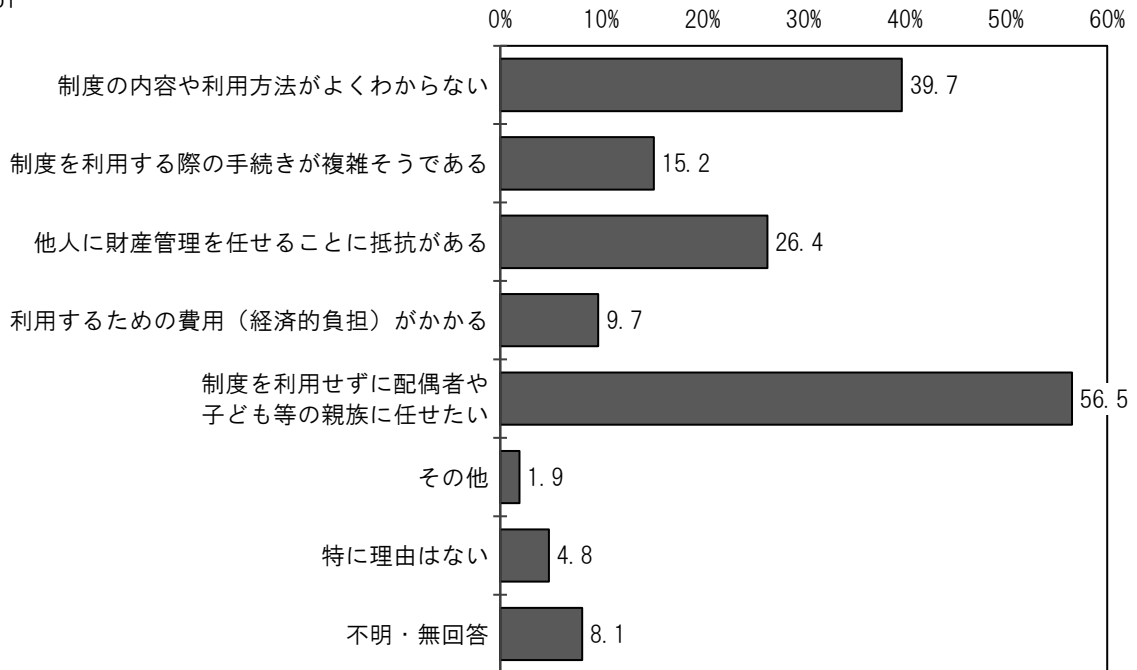
将来的に成年後見制度を利用したいかについては、「わからない」が 52.5%と最も多く、「利用したい」が 27.9%となっています。

(対象回答者数 1,095)



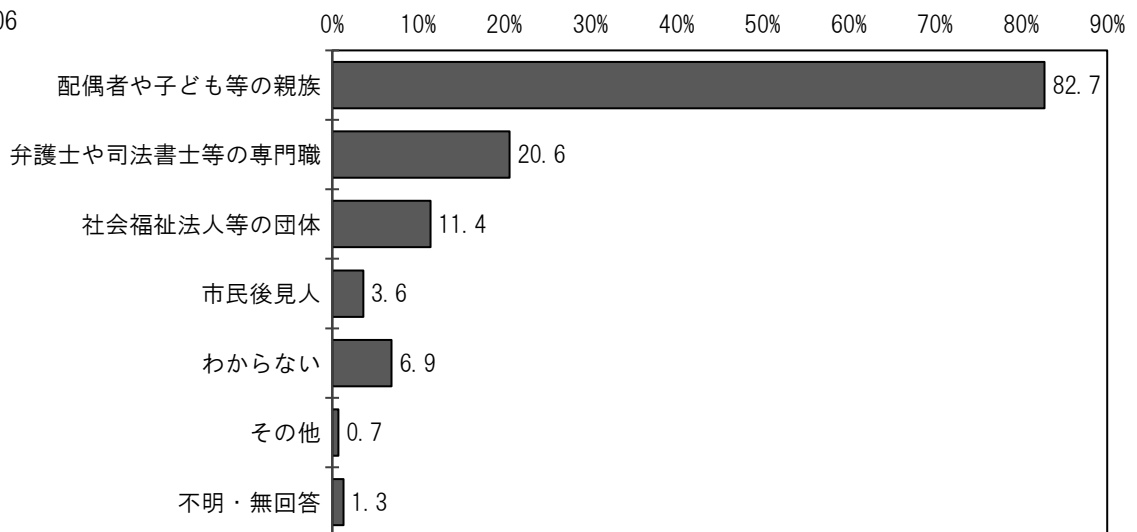
成年後見制度を「利用したくない」または「わからない」と答えた理由についてみると、「制度を利用せずに配偶者や子ども等の親族に任せたい」が56.5%と最も多く、次いで「制度の内容や利用方法がよくわからない」が39.7%、「他人に財産管理を任せることに抵抗がある」が26.4%となっています。

n=751



成年後見制度を利用することになった場合、誰に後見人になって支援してほしいかについてみると、「配偶者や子ども等の親族」が82.7%と最も高く、次いで「弁護士や司法書士等の専門職」が20.6%、「社会福祉法人等の団体」が11.4%となっています。

n=306



4 専門団体意見聴取結果にみる笛吹市の権利擁護の現状と課題

(1) 調査概要

成年後見制度利用促進基本計画を策定するにあたり、市の課題や新たに取り組むべき事業の検討材料とするため、成年後見制度の利用支援や市民の日常生活の支援に取り組まれている専門職団体等の皆さまに地域の状況や課題をおうかがいしました。

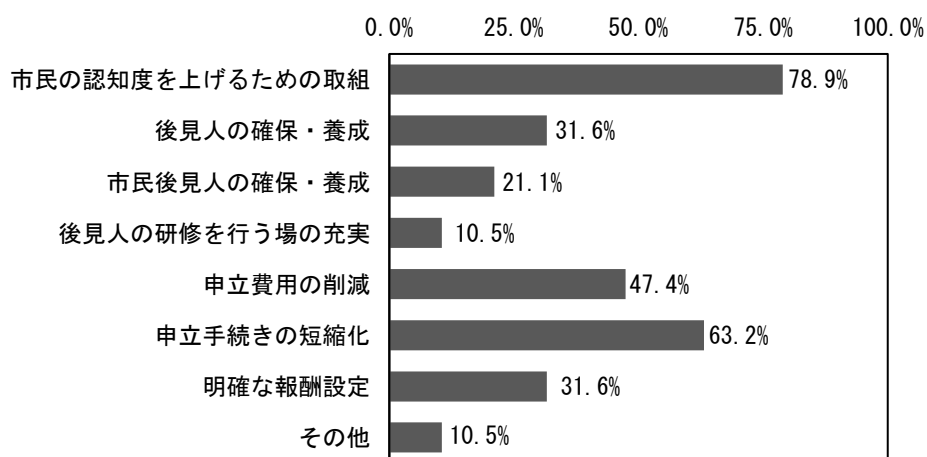
調査日程	調査票配布期間: 令和3年5月21日～6月4日
調査対象	後見センター運営委員会の専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)、社会福祉士会、後見センター運営委員会の高齢者施設・障害者施設・当事者・家族会、市民後見人、包括支援センター、市内の医療相談室を設けている病院、金融機関 計19団体からご回答いただきました。
調査仕様	・調査票記入形式 ・調査票は郵送またはメールで配布・回収

(2) 調査結果

○権利擁護、成年後見制度の利用を進めていくために必要だと考えられること

※全団体共通、対象回答者数19

「市民の認知度を上げるための取組」「申立手続きの短縮化」「申立費用の削減」が多くなっています。



【活動の中で感じる課題】

- ・ 成年後見制度の認知度が低い。
- ・ どのようなケースにおいて成年後見制度の利用が必要か、一般的には理解が進んでいないと感じる。成年後見人が必要であるはずなのに制度が利用されていないケースがある。
- ・ 一般市民向けの成年後見制度に関する研修などを通し、正しい知識を広く周知していく必要がある。
- ・ 後見人の確保のため、市民後見人の選任後の支援を充実させる必要がある。
- ・ 制度利用自体にかかる費用はさほど高額ではないが、利用開始後に継続して発生する専門職後見人の報酬は一般的な年金受給者にとっては負担となると思われ、これも利用促進につながらない要因の一つであると感じる。
- ・ 身寄りのない方の増加などにより、死後事務に課題があることが増えている。そういった際に市民後見人等に対し相談等の支援を行うことが重要。
- ・ 専門職、親族、市民後見人いずれも、個人では負担の大きい部分があるため、連携して取り組む必要がある。特に市民後見人を増やしていくためには市民後見人等が適宜に相談できる機関（窓口）が必要。

【中核機関の役割】

- ・ 中核機関の役割としては、要支援者の情報を吸い上げ、一元化し、専門職団体と共有する連携のシステムが求められている。
- ・ 権利擁護支援の必要な人の発見、早期の段階からの相談・対応体制の整備も必要とされている。

【その他】

- ・ 相談機関では、判断能力に不安のある方がいらっしゃった時の対応として、対応の明確化を進めたり、関係機関につないだりといった対応をしているところもある。
- ・ 医療機関等では身寄りのない方など複合的な問題を抱えた方の受け入れ等に難しさを感じている場合もあり、緊急性のある課題となっている。
- ・ 連携している団体としては、社会福祉協議会 後見センターふえふき、民生委員等が多く挙げられている。

5 現状と課題

- 社会福祉協議会 後見センターふえふきと連携して、成年後見制度の周知啓発や利用支援、市民生活支援員・市民後見人の育成、関係機関・関係団体などとの連携などにいち早く取り組んできました。また、権利擁護検討会を定期的を実施し、市長申立てを利用できる仕組みも整備されています。
- 各種調査結果において、成年後見制度そのものの認知度が依然として低い状況にあることがうかがえます。
- 将来的に成年後見制度を利用したいかについては、「わからない」が最も多くなっていますが、40歳代以下では制度を利用したくない割合は低くなっているなど、成年後見制度の利用に関しては世代によって意向の違いがみられます。
- 申立件数は増加傾向にあり、今後も高齢化の進行などにより制度利用者が増加する可能性があります。

後見人の人材確保のため、市民後見人の育成や、後見人となる方が相談支援などを受けられる体制の充実が重要です。

今後自分だけでなく周囲の人が権利擁護の制度を必要とする際により良い意思決定を行っていくために、権利擁護に関する周知、情報提供を充実させることが重要です。



● 成年後見制度を知る人を増やすための周知・啓発



● 後見人の育成・支援



基本目標 4 権利擁護の推進

施策の方向性 1 制度の周知啓発・利用促進

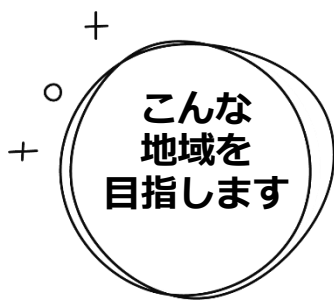
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 現 状 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・「成年後見制度」という言葉を知っている、または聞いたことがある人は6割台、特に若い世代で制度を知らない人が多くなっています。また、「市民後見人」「後見センターふえふき」など権利擁護にかかわる他の用語についても「知らない」と答えた人が5割を超えていました。
- ・将来的な成年後見制度の利用希望は、「わからない」が5割程度と高くなっています。制度を利用したくない理由については、「制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい」「制度の内容や利用方法がよくわからない」という回答が多くなっています。また、若い世代では制度を知らない割合が全体より高い一方、制度利用に対する抵抗感は低くなっています。



〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 課 題 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・適切な制度利用のため、権利擁護の制度や考え方の周知を進めていくことが重要です。
- ・市民が自身だけではなく、周囲の人が権利擁護の制度を必要とする際により良い意思決定を行っていくためにも、権利擁護に関する周知、情報提供が重要です。



権利擁護の考え方が理解され、一人ひとりの権利が守られる地域

市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

○権利擁護の制度について学ぶ機会に参加してみましょう。



○自身や身近な人の判断能力が低下した際にどのような対応が可能か、考えてみましょう。

○地域の中で権利擁護に関する理解を深め、気軽に相談できる仕組みをつくりましょう。

その実現のために行政が行うこと

(1) 成年後見制度の理解促進

成年後見制度の普及のため、制度の広報・周知を行います。

また、市民や支援関係者が利用しやすいよう、窓口についても広報・周知を進めます。



(2) 利用促進支援

成年後見制度の利用促進のため、各種相談窓口において相談や制度説明に対応します。また、引き続き市長申立てを実施します。

また、市長申し立てを実施します。





施策の方向性2 権利擁護の体制の整備

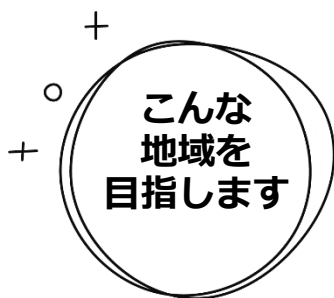
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 現 状 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・市内における申立件数は増加傾向にあります。また、今後も高齢化の進行などにより制度利用者が増加する可能性があります。
- ・権利擁護の担い手を増やし、制度を維持していくため、市民後見人等が適宜相談できる機関を求める声もあります。
- ・専門職、親族、市民後見人と関係機関が連携して権利擁護に取り組むことが重要です。



〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 課 題 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・後見人の人材確保のため、適切な支援が受けられる体制の充実が重要です。
- ・関係者での連携を推進し、地域全体で権利擁護を支援する仕組みを整備することが重要です。



判断能力に不安のある方を地域全体で支える、適切な支援が受けられる地域

市民や地域の皆さんにお願いしたいこと



○地域の中で、判断能力の低下などにより困りごとを抱える方がいらっしゃった場合、関係機関につなぎましょう。

その実現のために行政が行うこと



(1) 利用しやすい環境整備と担い手の支援

市民後見人、市民生活支援員、法人後見実施団体の養成や後見人等の支援の充実に努めます。

また、後見人などへの報酬助成も取り組みます。

(2) 地域連携ネットワークの整備

社会福祉協議会 後見センターふえふきを中核機関として位置づけ、中核機関の機能を順次整備しながら地域連携ネットワークの構築を進めます。成年後見制度にかかわる機関・団体との連携を進めるとともに、協議会の設置に向けて取り組むなど、ネットワークの活用促進に努めます。



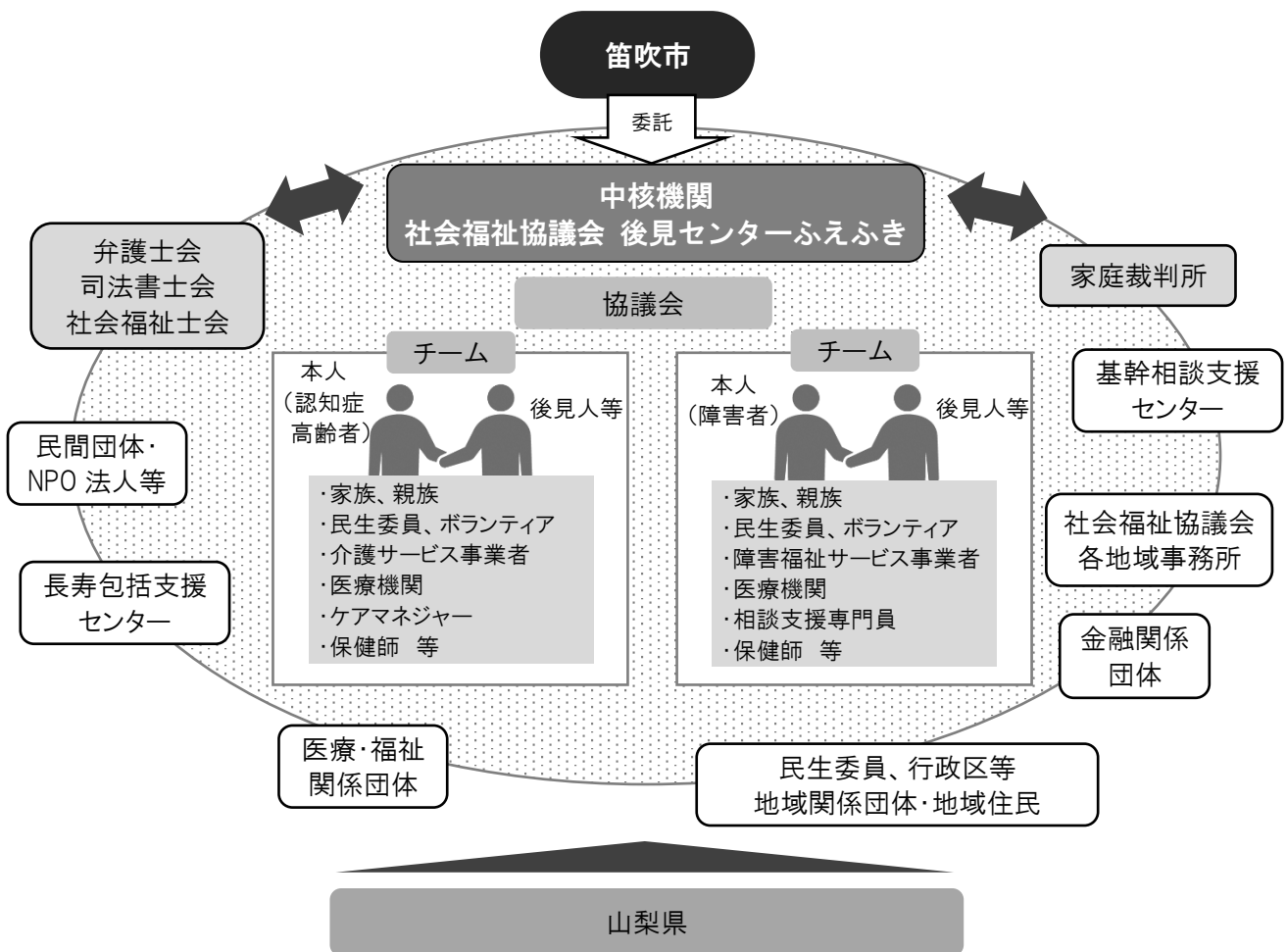
◇笛吹市における地域連携ネットワークのイメージ◇

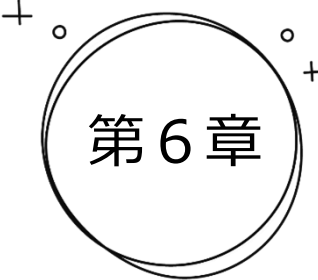
地域連携ネットワークとは、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援に必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援に必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

また、中核機関とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。本市においては、社会福祉協議会 後見センターふえふきを中核機関として位置づけ、地域における連携・対応の強化を推進します。社会福祉協議会 後見センターふえふきがこれまで実施してきた取り組みを活かしながら、中核機関としての機能を順次整備します。

■地域連携ネットワークのイメージ図





第6章 計画の推進

第6章では、計画を実行し、市の地域福祉を進めていくための進行管理や評価について説明しています。

1 計画の普及・啓発

地域福祉は市民との協働で成り立つものであることから、本計画の概要版を市内全戸に配布するとともに、「広報ふえふき」や市のホームページなどの様々な媒体を通じて、市民へ計画の基本理念や基本目標等の周知と地域福祉への理解を図ります。

2 協働による計画の推進

本計画を推進し、地域福祉を実現させるためには、市（行政）の取り組みだけではなく、市民、事業者、関係機関・団体等の連携・協働が欠かせません。それぞれの立場に応じた役割を持ち、ともに地域をつくっていくことが重要です。

(1) 市民

市民は、一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に生活する中で、地域で起こる問題に気付き、自分や地域の中で解決するにはどうしたらよいか考え、行動に移していくことが期待されます。

また、地域の中の多様性を尊重し、普段から気にかけて関係性をつくることで、支え合いのセーフティーネットとしても機能します。

誰もが役割を持ち、つながりあえる暮らしやすい地域を目指すために重要な取り組みについては、第4章・第5章において示しています。

(2) 事業者・関係機関

福祉サービス事業者や関係機関は、福祉や地域づくりを支える担い手として、サービスの提供や質の確保、情報提供などに努めるとともに、他の事業者・関係団体との連携を推進することが期待されます。

(3) 行政

市は、本計画に示す施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努めることが求められます。

また、施策を効果的に推進するためには、庁内関係課との横断的な連携が必要不可欠です。福祉分野に限らず、庁内の各部署においてそれぞれが担当する業務に地域や市の関わりを認識して包括的に取り組む必要があります。

3 計画の評価と進行管理

(1) 評価指標の設定

計画を着実に実行するためには、計画に記載された施策の進捗状況を客観的に把握することが重要です。計画の更なる推進に向け、基本目標ごとに評価指標の項目と目標値を設定しました。

目標値は、基本目標に沿って取り組みをどの程度実施するのかという「取り組み目標」と、その取り組みをはじめとする市の施策を実施することによって達成されと考えられる「成果目標」の2段階を設定します。

取り組み目標は、市の施策の中から成果を数値で把握することができ、地域福祉の推進に関連度の高いものを選んで設定しています。

成果目標は、令和3年度に本計画策定のために実施した市民アンケート調査結果をもとに設定しています。令和8年度には本計画の達成状況を把握し、次期計画の検討材料とするために市民アンケート調査を実施します。

◇基本目標1 地域福祉を担う意識づくり◇

項目	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
取り組み目標		
市民講座開催回数	38回	50回
よっちゃばる通信の発行回数	2回	3回
ボランティアのスキルアップ支援をはじめとする、活動を支援するための研修会の開催	1回	年1回以上
成果目標		
行政区の活動など、地域活動に参加している市民の増加（「現在活動している」割合）	25.6% ※令和3年度	増加

◇基本目標2 地域福祉の仕組みづくり◇

項目	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
取り組み目標		
広報ふえふきに「高齢者と障害者の福祉サービスのご案内」を掲載（毎年1回継続掲載）	1回	1回
地域課題検討会の開催（毎年継続開催）	0回	年1回以上
笛吹市安心安全見守り連絡協議会の開催（毎年継続開催）	0回	年1回以上
成果目標		
福祉サービスの情報を入手できていると考える市民の増加（「十分入手できている」「十分ではないが、入手できている」の合計）	37.5% ※令和3年度	増加

◇基本目標3 安心して暮らせる地域づくり◇

項目	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
取り組み目標		
避難行動要支援者個別避難計画の作成	未設置	設置
認知症サポーターステップアップ講座の開催回数（新規事業）	未実施	3回
成果目標		
地域において、気にかける関係性の人がない市民の減少（近所や地域に気にかかる人（支援が必要な人）がいるか「わからない」と答えた割合）	19.2% ※令和3年度	減少

◇基本目標4 権利擁護の推進◇

項目	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
取り組み目標		
市民後見人・生活支援員等の活動者数	21人	増加
地域連携ネットワーク協議会（仮称）の設置	未設置	設置
成果目標		
成年後見制度の認知度の向上（成年後見制度を「利用したことがある」「知っている」の合計）	36.0% ※令和3年度	増加

(2) 進行管理体制

本計画に掲げる基本理念に基づき、施策を実効性のあるものとして推進していくためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。そのため、計画の中間年にあたる令和6年度に、施策・事業の取り組み状況について評価し、改善についての検討を行います。

また、最終年度となる令和8年には本計画において設定した目標値について、計画推進の目安として変化を把握し、取り組みの評価を行います。

